明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. VI. JUNE, 1901.
VOL. XIV.

監獄協會雜誌

明治三十四年
六月二十日發行
第拾四卷
第六號
監獄協會發行



小河副會頭寄贈

像

第拾四卷第六號目次

○會　說……（一　頁）
●金子男を送りて清浦新法相を迎ふ
●監獄統計に就て
○論　說……（四　頁）
●萬國監獄會議報告書
●「ベルチョン」氏式個人識別法（承前）……法學士　岡田朝太郎
●不良少年に關する監獄問題　其三……印南於菟吉稿
●監獄作業調査に關する工業協會の決議書を讀む……上田芙蓉生稿
○雜　錄……（三五頁）
●日本工業協會の監獄工業決議書
○統　計……（三七頁）
●明治三十四年四月末日全國在監人員表
●明治三十四年四月末日全國囚人刑名別
○時々のくさ〳〵……（四一頁）
○通　信……（四五頁）
●釧路地方部茶話會概況
●空知分監第十二回茶話會（四六居士報）
●香川縣聯合府縣教誨師會議
○雜　報……（四八頁）
○新著批評……（五八頁）
○寄　書……（五九頁）
○監獄法令……（七三頁）
○雜報追加……（八五頁）
○會　報……（數　件）
○廣　告……（數　件）

第拾四卷第五號目次

○會　說……（一　頁）
●監獄作業に就て……（前號の續）
○論　說……（六　頁）
●清浦會頭挨拶……（於監獄茶話會）
●英國に於ける感化事業の一班……（於監獄茶話會）……大久保利武講述
●歐洲監獄衛生に就て（第二回）……（於警視廳監獄講話會）……警察醫長　山根正次講述
●不良少年に關する監獄問題……（其二）……印南於菟吉稿
○雜　錄……（四八頁）
●監獄官制改正に就ての卑見……芙蓉生
●監獄の位置及建築標準則に就て
●監署用使役囚人の工錢支出に就て
○統　計……（五五頁）
●明治三十四年三月末日全國在監人員表
●明治三十四年三月末日全國囚人刑名表
○時々のくさ〳〵……（六〇頁）
●數　件
○通　信……（六二頁）
●秋田縣通信
●鳥取縣出獄人保護會報告
○海外通信……（六五頁）
●在倫敦會員伊藤恩藏氏より本會へ通信
○雜　報……（六七頁）
●數十件
○監獄法令……（六八頁）
●數　件
○會　報……
●數　件



第六回萬國監獄會議參列員肖像

小河副會頭寄贈

○寄書（數件）……（五九頁）
○監獄法令（數件）……（七三頁）
○雜報追加……（八五頁）
○會報（數件）……
○廣告……
○雜報（●數十件）……（六七頁）
○監獄法令（●數件）……（六八頁）
○會報（●數件）……

監獄協會雜誌第十四卷第六號　（明治三十四年六月二十日發行）

會說

○金子男を送りて清浦新法相を迎ふ

金子男の就任の日極めて短小なりしは遺憾と謂ふべし前法相の親しく監獄を巡視し工業調査會をして特に監獄工業を調査せしめたる跡より之を觀れば監獄に對する改良施設は善し男の抱負に屬するものたるや疑を容れず然りと雖も終に其の結果を見るに至らずして其職を退かるゝに至りたるは是れ予輩の恨事とする所以なり、清浦法相の就任に至つては予また多く贅辭を弄するを好まず氏と監獄事業との關係に就ては既に世評の許す所殊に從來の因緣離る可からざるものあるを以て監獄改良の責務は氏の手腕に籍らざる可からざると同時にまた當然氏の義務に屬すべきものなるを信ず、由來政局の變轉測り知る可からず今日入つては相たるも出でゝは閑散の身たる明日あるべきやも知れず此際に在つて法相としての清浦氏に多くの望を繫ぐは或は愚に近からんと雖も吾人は清浦氏一身の點より之を觀察して

以て監獄改良事業は氏の當さに天に負ふ所の任務たるを疑はざるなり請ふ益々邦家の爲め自愛せられんことを一言以て送迎の辭と爲す

○監獄統計に就て

從來監獄統計の甚だ不完全なりしは斯道者一般の認めらるゝ所と爲り終に三十一年內務報告例を改正するに至り漸く一昨三十二年に關する統計事項は將に司法省に於て蒐集剖關に付せられんとすと謂ふ是れ實に監獄局の膨大擴張せられたる効能の一にして我輩監獄の研究に從事する者の雙手を擧げて之を賛するに吝ならざる所なり

統計の事業は屢々我輩の唱ふる如く實に比較對照の便を得るに至つて始めて其効顯はる然るに犯罪統計は各國刑法を一にせざるを以て精密に比較するを得ず、此故に曾て屢々歐洲に在つて犯罪統計の一致を計りたることありたるも未だ成効を告げざる所以なりとす、犯罪統計の基礎をして萬國同一狀態の上に置かしむること夫れ或は困難たらむと雖も少くとも一國の犯罪統計をして數年間持續せしむるの必要あり、是れ統計樣式の濫りに變更改刪を加ふ可からざる所以なり、然りと雖も刑法及訴訟法等の改正に際しては又統計の上に於ても變更を來たすを以て多少之が改正を加へざる可からざるなり要するに今日の統計報告は甚だしき差支なき限りは大數を比較し能はざる程に濫りに變更を加ふ可からざるものとす

統計は之を一見すれば無味乾燥唯數字の臚列に過ぎず然りと雖も眞に具眼の士より之を視れば興味津々たるの想なき能はず殊に犯罪統計の如きは之を大にすれば以て地方行政の要務を知るに足り小にして監獄行政の適否を監督し得べきなり然れども觀察の如何は統計をして活動せしめ或は之が爲めに誤まらしむ、曾て英國に於て各地方の死亡數を調査したるの際或寺區に於て人口の割合に非常に死亡數多きを以て該地方を衛生上不良の地と認むるに至れり焉んぞ知らむ其地方は大病院の設立したる土地なるを、隨て死亡數の多きは固より其の所之に類する觀察者は眞に興に統計を談ずるに足らざるなり故に犯罪統計を觀察せんと欲せば宜く警察裁判の機關如何にも注意着目する所なかる可からず、唯徒らに數字の上にのみ重きを置き觀察せば以上の如き弊失に陷るを免がれず、是れ顚ぶる極端の事例なりと雖もまた統計の避く可からざる弊失茲に存するを想はざる可からず

統計的の數字は具眼者を待て始めて紙面に活躍す、然りと雖も數字の蒐集敢て器械

的の働作にあらず、直接犯人よりして此數字を擧げんとするに至つては訊問檢索の法宜しきに適せずんば事實の眞相を得る能はざるの憾あり、例へば酒の嗜好を調査せんと欲するに當り單刀直入汝は酒を好むやと問はゞ如何なる大酒漢と雖も少々位の辭を以て之れを否定するならむ、婉曲巧妙所謂言ふに落ちず語るに眞相を穿つの問答ならざる可からず、此邊の斟酌は統計主任者の宜く注意すべき事項なりと信ず

今や將に統計書成らむとするに臨み一言之に對する雜感を記し倘劇成の上別に之が批評觀察を試むる所あらむと欲す

（前號「監獄作業に就て」と題する論稿未完は完結の課）

論說

○第六回萬國監獄會議報告書

本報告書は明治三十三年（西曆千九百年）八月白耳義國「ブラッセル」府に開設したる第六回萬國監獄會議へ日本帝國派遣委員として參列せられたる司法省監獄事務官小河滋二郎氏が會議に向て提出せられたる報告書にして既往七ケ年間に於ける我國監獄歷史の大要を記述したるものに係るを以て特に茲に揭載し讀者の瀏覽に供す

協會雜誌記者誌す

萬國監獄會議報告書

緒言

該報告は主として千八百九十二年第五回巴黎万國監獄會議に提出したる統計的報告以降の事蹟に就て記述したるものなり爾來我が監獄改良の事業は日に駸々として進み能く此小冊子の其實況を詳述し得へき所に非ずと雖も茲に聊か其一班を概說して以て本會に提出し有力なる各國知名の大家の瀏覽に供し且つ此機會に於て我政府を代表して本邦監獄其他刑事制度改良の上に萬國監獄會議の惠に浴するもの多きを謝するの意思を表白するを得るは余の深く光榮とする所なり

千九百年八月

一、監獄の數及在監人員

千九百年一月一日の現在に依れば集治監七監獄本署四十七監獄支署八十四總計百

三十八個所にして之を前回報告の分即ち千八百九十二年（明治二十五年）末の數に比較するに貳拾五個を減少せり是れ全く小監獄を廢止したるに依るものとす而して之を在監人員の多少に依り區分すれは現に尙二千人以上を拘禁する所の大監獄一ヶ所千人以上二千人以下を拘禁するの監獄十二ヶ所五百人以上千人以下を拘禁する監獄三十四ヶ所五百人以下を拘禁する監獄九十一ヶ所なりとす

現今の制に依れは集治監は無期刑及十二年刑以上の有期徒流刑四の男子のみを拘禁し地方監獄本署並に支署に在ては集治監拘禁囚以外の囚人は勿論尙刑事被告人をも拘禁せり但其内にあつて男監女監拘置監囚人監幼年監等は墻壁を以て嚴重なる區劃を立つるは勿論尙は罪質犯數年齡等に依つて監房別異の制を勵行し且つ初犯囚未丁年囚刑事被告人其他偶發的犯罪人等は成るへく分房に拘禁するの方針を取れり然るに今回幸に獄制改良上多年希望したる監獄費全部國庫支辨の實施を見るの機運に遭遇したるを以て將來にあつては男監女監囚人監拘置監幼年監等は全然獨立したる各別の監獄となし漸々完全なる分房制施行の範圍を擴張するの計畫なり從て現今の監獄は漸次廢置分合を爲さゝるを得さるものとす

現在本年三月末日入監中の在監人の總數は五萬八千二百七十一人にして千八百九

十三年以來の累年在監人員を擧くれは左の如し

	千八百九十三年	千八百九十四年	千八百九十五年	千八百九十六年	千八百九十七年	千八百九十八年	千八百九十九年
囚人	六五、六一七	六七、二六一	六五、三三四	六四、二八七	五七、一二十	五八、九一六	五〇、五七〇
刑事被告人	二一、二四三	一〇、八九五	一〇、〇七〇	九、二〇三	一〇、〇五〇	九、五九四	六、三八七
懲治人	二三〇	二五三	二〇九	一五七	一八五	二一三	一七四
別房留置人	一、六九三	二、一九三	一、六九四	一、四三六	一、五五一	一、七七四	一、〇〇八
携帶乳兒	三九三	四〇一	三四四	三四一	三五三	三三三	一〇一
計	七九、一七五	八一、一〇一	七七、五五一	七五、四三三	六九、二六五	七〇、六二九	五八、一四〇

本表は年末現員を掲けたるものとす

千八百九十七年に於て著しく囚人の減少したるは全年一月三十日　皇太后陛下の崩御に遭ひ哀悼の意圖圄の民に迨ひ一般囚人に對して恩赦令を布き其の刑期四分の一を減せられたるか爲めに比較的出獄者多かりしを以てなり（在監囚人五萬四千六百二十七人の內當日赦免したる者九千九百八十三人なりとす）其後漸々一般在監人減少の傾向を現はし千八百九十九年十二月末日の調査に依れは前年に比し凡一

萬二千五百人の減少を見るに至れり而して斯くの如き現象を呈するに至りたる所以のものは微罪寬容裁判の進速保釋賣付の適用を努めたる等刑事手續の改良にも依ること少からすと雖も近來我國富の發達に伴ひ一般諸物價の騰貴するに拘はらす勞働者需用の道漸く開け彼れをして能く衣食に安んせしむるを得ること最も與つて力ありと信す

重輕罪被告人處刑の度數

年次	初犯			再犯以上			處刑總數百中	
	男	女	計	男	女	計	初犯	再犯以上
千八百九十八年	七七、五〇三	一〇、三八七	八七、八八九	四〇、八一九	二、四七七	四三、二九六	六七・〇	三三・〇
千八百九十七年	八一、三三四	一〇、五三九	九一、七三三	四二、六四〇	三、五一七	四五、一五七	六七・〇	三三・〇
千八百九十六年	七九、九四一	九、九四七	八九、八八八	四〇、〇四四	二、八三三	四二、八七七	六七・七	三二・三
千八百九十五年	七六、四六一	一〇、〇九一	八六、五五三	四一、六一三	二、九四六	四四、五五九	六六・〇	三四・〇
千八百九十四年	八五、六六九	一二、一三三	九六、八〇三	四六、六一八	三、〇八八	四九、七〇六	六六・一	三三・九

千八百九十四年以降九十八年に至る再犯者を初犯者に對照比較するに年々進退消長ありて未た甚だしく減少の傾向を呈するに至らす

重輕罪被告人の未丁年者處刑調

年次	十六歲未滿		二十歲未滿		計		丁年以上四人百中		重輕罪處刑者百中ノ未丁年者	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
千八百九十八年	四、四二一	七四七	一四、六四一	一、六七三	一九、〇五三	二、四二〇	二〇・四 人	二四・二 人	一六・九 人	一九・五 人
千八百九十七年	四、三五〇	七五九	一四、九七九	一、八一一	一九、三三九	二、五七〇	一九・六	二五・五	一六・四	二〇・三
千八百九十六年	四、五一九	七六八	一四、五六〇	一、六八七	一九、〇七九	二、四五五	二〇・〇	二五・九	一六・七	二〇・六
千八百九十五年	四、九二八	八〇四	一四、二六〇	一、八一七	一九、〇八八	二、六二一	二〇・九	二六・八	一七・三	二一・一
千八百九十四年	六、一六九	九九〇	一五、八八六	一、九二三	二二、〇五五	二、九一三	二二・九	二七・六	一七・九	二一・七

千八百九十四年に丁年以上の四人百人に對し二十一人九分なりと雖も漸次減少の傾向を來し千八百九十七年には十九人六分に至れり尤も九十八年に多少增加を來したるも九十四年に比すれは尙百中一人五分の減少を見る又女に在りては千八百九十四年は二十七人六分より逐年減少し九十八年は二十四人二分即ち三人四分の減少を見るに至れり尤も總數上より觀察すれは著しき減

少にあらさるなり然れとも日清戰役の結果として一時金融緩慢となり都邑に於ける諸物價は追次騰貴し九十四年に一石八圓の米價は九十八年に十三圓に騰貴し五圓の差違を生するに至り此の如く諸種の物價亦之に準し細民に影響する處少なからさりしか故に犯罪の增加亦已むを得さる所なりと雖も教育當局者の鋭意熱心學齡兒童の就學を勸誘し普通教育の普及を計りたる結果全く前記の減少を致したるに外ならす尙ほ別表懲治人等に就て見るも大に減少の傾向を來せり

新入懲治人累年比較

（×ヲ付シタルハ年齡不詳ノモノナリ）

年次	二十歲以上		二十歲以上十六歲未滿		十六歲未滿		合計		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
千八百九十八年	二九	二	二〇	—	五一〇	六二	五五九	六四	六二三
千八百九十七年	二七	三	七	—	四三九	六五	四六六	六八	五三四
千八百九十六年	二五	一	一五	三	四七二	四三	五一三	四七	五五九
千八百九十五年	一五	三	八	—	六六八	七二	六九一	七四	七六五
千八百九十四年	二九	一	八	二	九二七	七七	九六六	八〇	一〇四六

新受刑者人口比較表

		新受刑者	新受刑總囚百中	現住人口一萬中
身體に對する罪	明治三十一年	九、三五二	五・一二	一・一二
	仝　三十年	九、九八三	五・五二	一・二九
	仝　二十九年	九、二二七	五・二六	一・一四
	仝　二十八年	八、六二八	四・九一	一・〇二
	仝　二十七年	九、八九八	五・一五	一・二五
財産に對する罪	仝　三十一年	七七、一六八	四二・三四	一七・五五
	仝　三十年	七五、九〇二	四二・〇二	一七・四五
	仝　二十九年	七二、一八四	四一・一二	一六・七十
	仝　二十八年	七四、八五九	四二・七三	一七・六四
	仝　二十七年	八六、二八四	四五・七九	二〇・五一
	仝　三十一年	四四、一四七	二四・二二	一〇・〇四
	仝　三十年	四七、八一八	二六・四七	一〇・九九

風俗を害する罪	仝　二十九年	四七、二三七	二六・九一	一〇・九七
	仝　二十八年	四二、五〇〇	二四・二六	一〇・〇〇
	仝　二十七年	四三、三一六	二二・九九	一〇・三〇

千八百九十四、九十五の兩年戰役の際に在ては多數の壯丁或は軍夫となり海外に赴きたるか爲に一般犯罪者の入監減少したるか如しと雖も戰役後翌九十六九十七年に於ては風俗を害する罪著く昂進したるは最も注目せさる可らさる點とす是れ或は一時戰勝の餘放逸遊蕩に趨きたるの弊にあらさるなき歟而して一方財產に對する罪を顧みるに全く之と反比例に減少したるものあるを見る即ち無賴の壯丁遠かに恩賜の賞金に浴したる爲に不眞の念を起すの必要なきに至りたるものなり然れとも賞金固より限あり彼等に在ては不時の收入焉んそ永く之を貯へ以て後日の計を爲すの思慮あらんや須臾にして之を散し盡し再ひ昔日の犯罪漢と爲るは多數無賴者の常態なり是を以て漸次亦財產に對する罪の增加するあるは甚た嘆すへきことゝす

二、監獄吏員

監獄吏員は集治監及地方監獄本署に典獄各々一人を置くを以て總數五十六名なりとす典獄は從前種々の階級より之を採用するを得るの規定なりしか千八百九十九年二月の勅令に依り三年以上監獄の事務に從事したる經歷を有し且つ一定の俸給額以上を受くる文官在職者なることを要することゝなれり而して典獄の配下に屬するもの書記五百九十五人看守長三百四十三人監獄醫二百七十五人教誨師二百人看守八千三百四十五人女監取締四百四十二人授業手四百四十四人傭員六百五十三人等なりとす看守に在つては大凡そ拘禁男子五百人に付七拾五人と爲し百人を增減する毎に拾名を增減せしむ俸給は近年に至り典獄以下總へての監獄官吏に對し本年四月以降著しく之を高め一面人物の精選を努むると共に一面また其の養成を計りつゝあること別項監獄官吏養成の部に記述する所の如し看守の勤務に對しては成るへく多くの休養を與ふる方針を取り通例毎月全休二日半休二日を與ふるの外倘ほ六ケ月皆勤の者には五日一ケ年皆勤の者には十日の休日を與ふることゝ爲せり現任看守の在職年數は左の如し

一年未滿	五年未滿	九年未滿	九年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上	計
一、六三〇	四、一三七	一、五四三	二四九	五三六	二三五	一五	八、三四七

看守は年齡二十一歲以上四十五歲以下の者にして一定の試驗に及第したる者より之を採用し採用の後二ケ月間敎習を加へ適當の資格ありと確認したるものにあらされは之を實務に從事せしむるを得さるものとす女監取締の採用方に就ても唯年齡四十歲以上の者を用ゆることゝ爲し試驗敎習の方法等總へて看守に同し看守の職を奉する者一定の年限を經過するときは實務の成績を考査し優等者を選拔して更に學術試驗を行ひ監獄書記又は看守長に任用することを得

三、監獄中央監督機關の擴張

監獄の行政は從來の如く依然內務省の監督に屬せりと雖も千八百九十七年十一月以降內務省中新に獨立したる監獄局なるものを設け局長の下監獄事務官一人屬官十人技手二人を置き初めて茲に監獄行政の監督をして一層周到適切ならしむることを期せり然れとも將來益々監獄事業改良の必要に應するか爲めには政府は尙ほ中央監督機關の不備を認め本年四月以降に於ては從來の職員の外更らに監獄事務官二人建築技師一名其他屬官技手十數名を增加することゝせり而して監獄局の分課は左の如し

監務課

經理課

統計課

監務課に於ては監獄の庶務戒護衛生假出獄及監視假免に關する事項を掌り經理課に於ては監獄經濟及作業に關する事項統計課に於ては監獄の統計に關する事項を掌理するものとす

四、上等司獄官養成の學校

上等司獄官養成に關する專門學校は曩に千八百九十年に於て一旦之を開設したることありしが僅かに第一期(修學期限六個月)卒業生を出たすに止めて之を閉鎖せり然るに政府は監獄改良の完成を計るか爲めには益々司獄官吏養成の必要を感し千八百九十九年再ひまた上等司獄官養成の專門學校を首府東京に開設するに至れり而して此學校に入學せしむへき生徒は別つて甲乙の二種となし甲は現任上等司獄官吏(書記看守長)中より撰拔したるものに係り六個月を以て卒業の期となし乙は普通文官の資格ある者即ち中學の課程を終へたる學力を有し將來上等司獄官吏たらんことを希望する者より撰拔し一ケ年を以て卒業の期限となす學科は甲乙二種を通して監獄學監獄衛生、刑事心理學、統計學、身体測度法(アントロポメトリー)兇囚保護

法、感化法刑法刑事訴訟法操練實務演習及ひ憲法民法並に行政法の大綱等となす甲種第一期の生徒は本年二月善良なる成蹟を以て卒業し既に全國各地の監獄に歸任して實務に從事し傍ら各監獄署に設けある所の看守教習所の教官として看守養成の任務に執掌せり第二期は本年三月初旬を以て之を開始し今回は卒業期限を延長して一年となし一層其成蹟の善良ならんことを豫期す此他民間にありては昨年以來佛教徒の施設に係る二種の學校あり(東京に於て)一は現任教誨師に對し一は將來監獄教誨師たらんと欲する志望を有する者に對し共に監獄に關する必要の科目を練習せしむ余は尚ほ此機會に於て我か監獄事業の爲めに最も喜ふへき報道をなすものあるは他に非らす近來我か一般社會の人殊に法學者政治家、宗教家等か漸く此事業に注意を惹くに至りたる結果として千八百九十八年以來帝國法科大學中新たに監獄學研究の科目を設けたるか如き其後また各私立法律專門學校に於ても引續き此科學の新設を實行するに至りたるか如き其他また改正刑法の審査に關し監獄事務に經驗ある者を撰んで審査委員の一員に加へ大に其意見を參酌するの傾向を見るに至りたるか如きこと即ち是れなり

五、刑法改正案

我國の刑法は二十年前の發布に係り人文の發達に伴ひ急に之か改正を爲さゝる可からさるものゝ一に屬せり茲を以て政府に於ては數年以前より司法省中に刑法審査委員を設け之か改正案の起草に從事せしめ第一案は千八百九十七年に於て之を世に公けにせしか其後尚ほ法典調査會の再審議に付し本年一月に於て其第二案を脫稿するに至りたるを以て政府は次期の議會に向つて之を提出するに至るへしと信す今改正草案中行刑に關する二三の要點を擧くれは左の如し

一、現行刑法に在ては自由刑を分つて無期徒刑無期流刑有期徒刑有期流刑重懲役輕懲役重禁錮輕禁錮拘留の九種と爲したりと雖も其行刑の實態に就て之を見れは此九種の刑は唯僅に其名稱を異にするに過きすして刑罰の實質に於て毫も何等の等差を見る能はさるの欠點あるを認め改正草案に於ては之を簡約して重罪の自由刑を懲役及禁錮の二種となし强制勞役の有無に依つて其實質を別つの標準となし其範圍は共に無期及一日以上十五年以下の有期と爲せり

二、刑の條件附執行猶豫の制は改正草案も亦之を採用せり即ち初犯にして懲役又は禁錮六ケ月以下の言渡を受けたる者は情狀に因り其執行の猶豫を受くることを得せしめ其猶豫期間內に犯罪を爲したるときは更に前刑並に後刑を執行するの

規定なり

三、改正刑法草案に於ては未決拘留の日數を以て一般に刑期内に算入するの規定を設けり即ち未決拘留の期間六日を以て懲役一日に換へ全期間三日を以て禁錮一日に代ゆるものとす

四、刑法草案に於ては幼年者の犯罪責任年齢を滿十五歳と改正し十五歳以下の幼年者にして犯罪あるときは情狀に依り二十歳に至るまで懲戒處分(感化院)に付するを得ることゝなし十五歳以上二十歳の幼年犯罪に就ては其刑を輕減するを得るの規定を設けたり

(未完)

○「ベルチヨン」氏式個人識別法 (前前號續)

法學士　岡田朝太郎

記錄事項の三　右耳の一、耳輪

耳輪は更に之を先端、上部、後部、後部の開閉の四點に小別す、

耳輪の先端は先に揭けたる圖中、アイを謂ふ、其對耳輪に對する長短の關係よりして、

小、中、大の三に分類して之を表の中に記入す、

耳輪の上部は、圖中、イウエに相當す、其橫幅の廣狹の關係、換言すれば、耳輪の太さ細さの關係よりして、小、中、大に三分して記入す、

耳輪の後部は、圖中、エオに相當す、上部と同樣に小、中、大に三分して記入す、場合によりては後輪エオの部分、延長して耳朶の外端に傍ひ、圖中オカの大部分を圍繞することあり、之を後輪の延長といふ、

耳輪の後部は、其大小の關係の外、仍ほ耳殼の軟骨を蔽ふ形狀よりして開、閉の三に分類す、

右耳の二、耳朶

耳朶は圖中オカキの部分なり、周圍の形狀、頰との著工合、厚さ、長さの四點を觀察すべきものとす、

耳朶の周圍の形狀は、耳朶の頰に接する個處の下垂したるもの、(測定事項第八の插畫を參照すべし)、耳朶の下部卵狀を爲すもの、(即ち頰との關係よりいへば圓錐狀に分離したるもの)、下垂と卵狀との中間に位するもの、の三に分ち記入す(符號下、垂、卵)

耳朶と頰との著工合は、(周圍の下垂したるもの又は少くも頰と分離せさるもののう

ちに)類の皮肌と混同して區別なきもの、少しく分離したるもの甚しく分離したるもの(符號合、竝、分)の三

耳朶の厚さは、前號の圖に耳朶といふ文字ある個處に於て、凹めるもの、平坦なるもの、凸出せるものの三に分ち(符號凹、平、凸)

長さを圖中、イ、といふ文字ある個處(耳角と對耳角との交叉する底)より、耳朶の先端までの長さに付て、大、中、小、に三分す、

右耳の三、對耳角

對耳角は、傾斜と、側面の形狀と、中央部の方向と、全體の容積との四點より分類す、

對耳角の傾斜は、凡そ四十五度位に傾くものを、斜、と稱し、其反對の極端なるを、水平、と名け、中間を竝、と名く(符號水、竝、斜)

對耳角の側面の形狀は、圖中、イ、と、ロ、との間殆と直線を爲すものあり、中央部に於て、幾分の凸起あるものと、大なる凸起あるものとあり、之を直、竝、凸、として記入す、

對耳角の方向は、其外に向へる分量の多少によりて、外、竝、直、の三に分つ(實物を以てするに非すんば殆と說明し難し)

終に對耳角全體の容積は、之を大、中、小、の三に分ちて記入す、

右耳の四、對耳輪

對耳輪は、單に之を下部と上部の二に分ち、下部に付ては、耳角と耳輪とに理想上一直線を引き、此直線より、對耳輪下部の外に向つて凸出するを、凸、內に陷落するを、凹、凹凸なきを、平、と名けて記入す、又對耳輪の上部、圖中のハ、は殆と別段の凸出を認むる克はさるもの、中間のもの際立ちて凸出するものの三に分つなり、

右耳の五、全形

全體の形狀に於て、斜方形、楕圓、圓形、の三に分ち、正面より見たる全形の一分類として、上部の開きたるもの、中央部の開きたるもの、下部の開きたるもの、の三に分つ、

以上述ふる所は、耳の分類に關する大要なり、仍ほ以上の普通の差別の外、耳に付ては種々の特徴あり、其極めて大切なるもの一二を例示せんに、

一　先つ耳輪の部に於て　(1)耳輪の後部の上端に多少の、硬結、膨脹、突起、又は瘤を存すること尠からず、之をダルウヰン氏硬結同膨脹云云といふ　(2)又前部と上部との界、圖中ゥの邊に於て、又は上部と後部との界、圖中エの邊に於て、若くは其双方に於て、凹、角の瘢痕を存することあり　(3)余の記憶に存する特徴中最も著しきは、某法學博士の耳にして、耳輪の上部全く缺損し、其狀恰も象の耳と倒に掛けたる如きもの是

なり、

二　次に耳朶の部に於て、耳輪の跡、コンマ狀の截斷等の特徵の外、最も重要なるは、耳朶全體が、後に反れると、前に曲れるとの二點なり、

記錄事項の四　雜

耳に次て、鬚、髮、顏色、肩幅、肩の傾斜胴の大さ、顏等に關し一定の事項を記錄す、

結　論

以上測定事項記錄の外別に特徵欄なるものありて、ホクロ、創の迹(日本にては特に灸點の迹、入墨)等各人限り特別に存する徵候を記載し、裏面に履歷を記入す、斯の如くにして識別の法全國に普及し、簡便に彼我を分つことを得ば、刑事政策上直接間接の利益、決して鮮少にあらさるを確信す、

(完結)

○不良少年に關する監獄問題　(其三)

印南於菟吉稿

幼年者を監獄に拘禁したるときは努めて外間親族との交通をして頻繁ならしむるを要す、彼等幼年犯罪者の行徑を顧みるに多くは家庭との關係を斷つに基する者の如し、都市に住居するの少年十六歲に迨んでは自己の賃銀を以て己れ一身を經營するに足るを以て若し夫れ一朝不和爭鬪の家庭間に湧出するに當てや直に奔逃し以て家庭の羈絆を脫せんことを試む而して終に變事の身邊に纏繞するあるも商議すべき朋友親戚のあるなく此危險時期に於て不良の徒と交はり不規律の習慣を養成し職業を放擲し橫道に入つて監獄繫囚の身たる者不良少年の犯罪概ね皆然らざるはなし

此種の者に對し先づ以て矯正感化の實を擧げむとならば第一に家庭の關係を親密に保持せしめざる可からず、此際に處して父母兩親の嚴慈愛は愈かに破壞せられたる生活を補修するに足り犯罪境遇よりして再び蘇生せしむるの効あり、然るに一方徒らに名を獄則の峻嚴に籍り文書面接の交通を杜絕せむとするは、實に不當極ま

れるものと謂はざる可からず、斯の如き獄制は監獄知識の欠亡を證明するものにして蓋し成年囚と同一の待遇を加へむとするの謬妄に坐するのみ、經驗者の語る所に依れば幼者は入監當時三箇月間は恐怖の念を以て充たさるゝが故に頗る感化歸正の効を奏し易しと雖も該期間を經過すれば忽ち監獄生活に慣熟し未だ以て畏怖の念を生ずることなく醜化するあるを免かれずと謂ふ、是れ或は事實ならむ果して然りとせば此の如く幼者の思想敗頽墮落せざる以前即ち入監當時三箇月に於て家庭との關係をして親密ならしめ以て心性の降下を防遏する所なかる可からず

獨り幼者のみならず成年囚と雖も入監當時の感想は實に人生中忘る可からざる紀念を腦裡に銘刻する者なり、四圍の狀況總べて變態を呈し一の房裡に閉居し將來社會と離隔せられたる此墻壁内に數年を經過せざる可からざるものとせば何人か能く往時家庭の關係を追想し將來の行動に就て思念を費さゞる者あらむや、人窮厄極まるに際しては必ず天を叫び父母を想ふ、是れ實に人情の然らしむる所、此際家庭の關係に基て訓諭教誨をだに加へしむる所あらば彼をして飜然反省せしむる上に與つて効驗なしとせず、況んや一層家庭との交通をして(面接若くは書信自由ならしむるときは從て感悟上屢倍の進行を見るを得べきに於てをや、一面より之を見れば入

監時憂悶の念に堪へざる所以のもの當さに家庭間との交通を杜絶するに基す、而かも此禁遏を解くは入監の苦を減じ監獄紀律上宜きを得ざるに似たりと雖も人心の作用を會得する者は宜しく之を利用して以て却て其目的を貫徹し得べきなり、固より多數人類を收容するの機關設備に在つては取締上一定の法則を設けざる可からずと雖も人心を左右せんと欲せば此等の法則は僅かに一般の原則として認めらるゝに過ぎず、故に交通の杜絶は獄則の命ずる所固より之を守らざる可からずと雖も而かも感化上必要時に際しては寧ろ此禁遏を破つて改悟の目的を達せしむるの注意あるを要す

要するに幼年者を成年囚と共に同一監獄に收容するは徹頭徹尾不得策たるを免かれず、監獄紀律監獄作業、吏員構造法等一として幼年囚に適切なるものなし、成年囚に對するの管理方法を以て幼年者に對す可からざるは監獄經驗者の與に認むる所とす、縱令如何に管理法則の上に變更を試むとは雖も法則は僅かに紙上に發表せられたる拘束法に過ぎず、囚人を感化せしむるものは法則自身に非ずして此等の法則を適用する所の精神に外ならず、既に此精神にして全然根抵より成年囚幼年囚に對しては各々異なる所あるを以て幼年監は特別に建造する所なかる可からず、然りと雖

も之を實行する上に於ては大にまた經濟上の關係をも省察せざる可からざるなり大都市に在つては幼年犯罪者の爲めに特に幼年監を建設し得べしと雖も他の地方に在つては集禁の法を採るか若くは從來の如く丁年囚と同一監獄に收容するの策に出でざる可からず、幸に集禁の法を採るとするも兎に角多少の時日間は之を普通監獄に收容せざるを得ざるなり

幼年者と丁年者とに論なく同一監獄に拘禁せんとせば之に依て發生すべき幾多の弊害を防遏せんが爲めに全然此二種類を分類し幼年者をして特別官吏監督の下に置かざる可からず、是れ實に幼年者に對して特別處遇を加ふるの第一要義とす、今日成年囚に對して監督を行ひ明日幼年者に對して保護を與ふるが如き官吏配置の法は其結果として失態を招くや必然なり、若し夫れ成年囚に向つて紀律的働作を必要とせば幼年囚に向つては敎育的分子を必要とす、何人か能く急劇に此反對せる二方面に向つて活動するを得べけむや、吾人の性情は此兩者を結合せしむること能はざるなり、故に幼年者に對しては特別官吏を配置するを要す、而して其官吏は十分に撰擇を施こし原則としては自己の子弟を有する父親ならざる可からず、由來監獄罪囚分類の法は近世監獄管理法の目的とする所なりと雖も此分類も適當なる官吏の分類に依て伴はるゝに非ずんば失敗に歸せざるを得ず、罪囚の分類は即ち是れ監督官吏の分類を意味す、若し此關係を等閑に付するときは分類の法は何等の價値なきに終はるべし

（未完）

○監獄作業調査に關する工業協會の決議書を讀みて

上田芙蓉生稿

監獄協會雜誌は其第十四卷第三號以下に於て監獄作業論を連載し未た全く終結を告けすと雖も其所論至極肯綮を得て殆んと餘蘊を留めざるが如し、而して一面亦金子前法相は昨年就任の當時、自身從來の關係に依り日本工業協會に依囑するに監獄作業調査に關する事を以てせり而して頃日其調査の結果に就き同協會の決議を以て報告書を司法大臣に提出するに至れり、彼と云ひ是と云ひ監獄作業問題を研究し斯る有益なる論說報告書を讀む事を得るは同人社會の多とする所にして將來監獄作業の上に一大面目を施すを得るに至るを喜ふと同時に吾人も亦深く此問題の推敲研鑽を怠るへからさるの實務を有す即ち左に工業協會の報告書に就き卑見を開

陳せん

報告書第一　監獄作業の種類は可成多種多様なるべきこと

第二　監獄作業の種類は可成多種多様なるべきこと

以上二項は吾人の賛成を表する所にして苟も自由刑執行の條件として囚人に作業を强制賦課するの旨義目的を知悉するものは何人も否定せざる所にして即ち監獄作業の目的は(一)無職の囚人に職業を授け出獄後正業に就くの階梯たらしめ(二)放縱遊惰坐食の惡慣習に馴致したる囚人をして自營自食は人間天賦の道義たることを自覺せしめ(三)作業賦課より受くる勞苦を以て其身の非行を矯正せしめ依て以て再ひ罪惡に陷ゐる者を矯正せしむるにありとせば機械的分業に屬する大工業は彼等出獄後の生業となす能はざるを以て可成之を避け個人的手工業又は勞役を撰擇するを要すると同時に其種類は亦可及的各人各個の身体性質に適應せしむる爲め作業の種類の多からんことを要するは固より論を待たざる所なり、然りと雖も是れ亦程度の問題にして、絕對的に機械工業を嫌忌し種類の多きを望むを要せざるべし、何となれば機械的大仕掛の作業必ずしも刑餘者に職業を授くるに不可ならざるのみならず作業種類の少なき亦必ずしも正業に就くの支障ありと極論するか如きこと

あるべからざるなり、大都會又は大工業、大製造場のある地方に在ては却て刑餘者をして職業を得易からしむるの便宜多き場合之れあるべきことを想へば吾人は之を以て程度の問題なりと謂はんと欲す、要するに工業協會の決議第一、第二は大体に於て吾人の賛意を表するに吝ならずと雖も其理由中民業制壓又は民業と競爭するの慮ありと云ふに至ては其立論の基礎に於て吾人と全く其解釋を異にするものと謂はざるべからず監獄作業は固より營利的事業にあらざるは勿論なりと謂ふと雖も之を以て直ちに不生產又は經濟の思想を度外に措くべからざると共に民間工業との關係を顧慮するを要せざるのみならず寧ろ却て民業と相接近せしめ囚人をして出獄後競爭場裡に立つの素養を涵養せざるべからざるの必要生す、殊に亦況んや監獄作業は民間工業に比し甚だ寥闊たる大洋の一滴に過ぎずして從來曾て之が爲めに民業を阻害したりとの形跡なきに於てをや是れ即ち其所論の基礎に於て吾人と其所見を異にすと云ふ所以なり

決議第三　監獄作業の種類は成るべく半製品たるへきこと

作業種類の半製品とは果して如何なる意義なるやは吾人得て之を斷言するを得ずと雖も其理由書及文字の上より見るときは未た精製に至らざる製造半途の物品を

製出し民間營業者の精製を經て市場に出すべしと云ふにあるが如し監獄作業を以て民業を保護し之を助長するの主旨なりとせば知らず苟も作業賦課の目的玆にあらずして他に之れありとせば此決議は實に意味なき饒舌なりと謂はざるべからず四人の勞銀は比較的低廉にして世人亦監獄製品を嫌惡するの嫌なきにあらざるべきも之を未製品に限るの必要なきのみならず監獄は監獄夫れ自身の經濟を圖らざるべからざるは勿論之を以て殊更に民間工業者を補助するの責務を有する理由之れあらざるなり殊に亦未製品に止むるあらんか刑餘者をして獨立自營の階梯たらしむる爲に作業を賦課すると云ふ監獄作業の本旨に背戻するを如何せん是れ即ち吾人の此決議に反對を表する理由なりとす

決議第四　監獄作業は監獄又は公私の慈善事業に關する病院等の需要品を供給するの方針を取るべきこと

是れ亦其趣旨に於て吾人の同意する所なりと雖も之を擴張して廣く政府の需要品を監獄に於て盛に製造するは不可なりと云ふに至ては自家撞着の甚しきものと謂はざるべからざるなり何となれば監獄事業も亦政府事業たるに於て誰か否定するを得ざると共に監獄自身の需要品を製造するは可なるも他の政府事業に要する需

要品を監獄より供給するを得ざるべしとは殆んと其理論の基く所を發見するを得ざるへけれはなり公私の慈善事業たる病院養育院に於ける需要品は莫支なしと云ひなから政府自身の需要品を供給するは不可なりと云ふが如き論斷は民間工業を阻害するの虞ありとの杞憂に出てたる結果なるへしと雖も是れ實に民間工業を庇護し利益の籠罩を蒙る階梯の商工業者に敢てせしめんとの偏見說にして其所論の基く所を想像し來れは吾人其卑陋羞耻の甚しきものあるを慨嘆せすんはあらざるなり殷鑑遠からす政府の工事又は物品の賣買貸借に於て嚴密なる會計法規のあるに拘はらす其結果は常に當局政府をして窘蹙せしめ矯救警戒に日も尙足らざるものあらしむるは充分之を事實に徵して證明するを得へきなり況んや亦監獄作業を如何に擴張發達せしめたれは迚政府需要品の万分の一だも之を供給するの設備又は規模あらざるに於てをや工業協會たるもの今少しく其眼界を濶大にし國家及び政府事業を思ふの雅量あらまほしき事ころ望ましけれ

決議第五　監獄作業の撰擇は其地方商工業者に諮問して之を決すへきこと

此決議は一讀直ちに吾人に奇異の感を與へたり其理由に曰く工業は固と地方的性質を有するか故に其作業の種類如何は地方の商工業者に諮問して決するを上策な

りとすと、此論理は如何なる理由より演繹せられたるやは吾人得て之を知るを得すと雖も吾人の想像する所に依れは民業を囚害せざる種類の作業を擇擇するを要すとの意に外ならすして要は只民間工業と監獄作業とは相違ざからしめ其間に懸隔を築かんとするにあるが如し果して然らは是れ實に行刑の旨義を誤解し囚人に作業を賦課する本義を蔑視したるものと云ふに吾人は斷言を憚らざる所なり見よ四人の多數は無職業者にして其前身は善良なる商工業者にあらざるにもせよ刑餘の後身は即ち純良にして刻苦精勵なる民間商工業者と伍を共にし然かも劇甚なる社會の競爭場裡に立て能く廉潔にして且秩序ある正業に營爲せしめんか爲め無職業者又は遊逸徒食の儕輩に對し職業を授けんとするもの即ち國家か監獄に於て作業を強制賦課する法理の精神なることを果して此法理にして誤なしとせは社會を外にして罪惡なるものなきと等しく社會より除外して囚人なるものあるへき道理あることなし是れ即ち國家か監獄なる機關を設け囚人を驅て作業を課し營々以て社會良民に復歸するの良慣習に副致せしめんことを努むる所以にして監獄作業を以て營利的國家事業と爲すの精神にあらざること實に火を睹るより明かなりとす然るに日本工業協會は其末にのみ着目して監獄作業と民間工業と相疎隔せんことを

努むるの結果民業制壓又は民業と競爭等の不可を嘩々し取て監獄作業の施行を壓ひんとするか如き形跡あるは吾人の痛嘆措く能はざる所なり、殊に又刑罰の執行機關は國家獨特の權力にして作業賦課の目的實に彼れに存すとせは苟も監獄作業の選擇には民間商工業者の容喙を許すへからざるや素より當然にして本項の決議は吾人其何等の價値なきものと謂ふに躊躇せざる所なり

之を要するに日本工業協會か頃日司法大臣に提出したりと云ふ監獄工業調查に關する報告書は能く民間工業家の團体を代表したる眞率なる議論として之を見るを得へきも之を以て監獄作業の施行方法を律せんとするに至ては吾人容易に之に同意を表するを得ざるなり何となれは其決議書全部に於て既に其立論の根底を誤りたるものにして刑罰執行の要件たる監獄作業の目的を忘却したる自家撞着論たるを免かるへからざればなり

付言、輓近政府か監獄作業施行に關する大体の方針は實に左の如しと云ふ

監獄作業施行順序に關する件

一、監獄の需用品は監獄に於て製造供給すること

二、諸官衙の需用品は監獄に於て製造供給すること

三、以上の作業に使役し餘力あるときは一私人の受負を許すこと
亦吾人か監獄作業施行に關する卑見は粗々左の方針に據らんと欲す而して其理由の如きは煩を厭ひ茲に省略しぬ

一、監獄作業は生產的製造業にして經濟の原理に適合するを要す
二、囚人の体力、性質、職業等個人的關係を省察し之に適應する作業を賦課し可成素習業又は少くとも素習業に類似の作業を課するを要す
三、監獄經濟の獨立を圖る爲め監獄の需用品は自ら之を製造供給するを要す
四、監獄作業は可成器械的又は大仕掛を避け小工業にして又可成其種類の多きを要す
五、共同的作業は之を避け個人的獨立業を採擇するを要す
六、監獄作業は可成習熟に容易なる作業を撰み(短期囚に對しては尙更ら)精巧なる技藝等は之を避くるを要す
七、監獄作業は官司業を採用し其餘力を以て受負業と爲すも亦可なり
八、衛生又は紀律靜肅に害ある種類の作業は不可とす
九、監獄作業は內役を撰み外役は可成之を忌避するを要す

十、一種若くは限られたる同一種類の作業に多囚を使役するは可成之を避くるを要す

雜　錄

○日本工業協會の監獄工業調査に關する決議書

本編は金子前法相か昨年就任の當時自身日本工業協會會長の資格を以て調査を囑托せられたる同協會の決議報告書にして同協會は曩きに監獄工業調査委員を設け東京集治監並警視廳監獄署其他數個の監獄に就き詳細に實地の調査を遂けたる上今協會の決議を以て該報告書を司法大臣に提出するに至れり、時節柄監獄作業施行上當局者の參考となるへき點なきにあらざるを以て茲に其全文を轉載することゝせり

明治三十四年六月　雜誌記者誌るす

○監獄工業調査に關する日本工業協會決議書

監獄作業の目的は單に刑罰の執行に在り固より之を以て營利の具と爲すへきに非す亦況むや民業と競爭するか如きに於てをや然れとも作業の種類如何に依りては或は充分に行刑の旨義を貫徹すること能はさることあるへく或は亦民業を制壓するか如き弊を來すことあるへし故に監獄作業を撰擇するに當ては先つ此二樣の方面に向て遺憾なきを期するを要す本會は乃ち此方針に據り作業撰擇の要項を定むること如左

第一　監獄作業の種類は手工業たるへく機械工業たる可からさること

理由　犯罪の原因は多く貧困にして生業なきより來る故に囚徒の出獄後獨立自營の途を得せしむるは犯罪を再ひせしめさる爲めに極めて

必要の問題にして行刑の主意亦玆に在り監獄作業は即ち此目的を以て撰擇せさる可らす而して手工業の如きは最も出獄後の獨立自營に適する方法なりと信す彼の機械力を應用する工業に至りては巨多の資本を要し到底刑餘の徒の獨力經營し能はさるは勿論監獄にして斯る大裝置の工業を試むるに於ては必す民業を制壓して其發達を阻害するの弊を生せむ且亦之を囚徒の監督上より見るも手工業は容易にして機械力を應用する工業には困難なる場合多きこと言を俟たす

第二　監獄作業の種類は成るへく多種多樣なること

理由　監獄の作業は囚徒の体力及ひ技能に應して課すへきものなれは其種類は自ら多樣ならさるを得す亦多樣なるを以て行刑の目的に添ふのみならす各種事業に對する生産高尠く隨て民業と競爭するの虞少なしと信す

第三　監獄作業の種類は成るへく半製品たるへきこと

理由　監獄の如き營利を目的とせさる者に在りて極廉なる勞力を用ひ旺に精製品を產出する時は其結果忽ち民業を制壓するの虞ありとす若し之を半製品に止めむ乎必す一たひ民業者の手を經由して市場に出つへく隨て民間製品と其價格平均するを得て以て一方に於て民業阻害の虞を避け得ると同時に他方に於て監獄囚徒の作製品なりとして世人の之を嫌惡するの憂を觀さるなり

第四　監獄作業は監獄又は公私の慈善事業に關する病院等の需要品を供給するの方針を取る可きこと

理由　歐米の監獄にては或は政府の需要品を製造するの方針を取るものありと云ふ然れとも我國の現狀を觀るに工業品の最大需要者は實に政府なり殆んと我國の工業は政府の需要を俟ちて起ると云ふも過言に非らす故に若し監獄に於て旺に此需要に應する時は民業の發達に影響する所ろ輕少ならさるなり是れ歐米とは聊か其方針に異なるあるを要する所以なり

然れとも監獄自身若くは慈善の目的を以てする公私の病院養育院等に於ける需要品の如きは固より此限に非らすして寧ろ其適當なるを認む米國イリノイズ洲に於ける監獄杯は現に之を實行しつゝあり

第五　監獄作業の撰擇は其地方商工業者に諮問して之を決す可きこと

理由　工業は元と地方的性質を有するか故に作業の種類如何に依ては直接民業に影響を來すこと亦た尠少ならす果して何種の作業か最も適應せるやは其地方商工業者に諮問して決するを上策なりとす掌て伯林商業會議所は一般獄制調查の爲め民間より監獄評議員を擧くるの議を決したりと雖も我國に於ては恐らく其必要無からむ然れとも單に作業撰定の爲めに民間商工業者に諮問するは寧ろ其必要ありと信す

統計

○明治三十四年四月末日全國在監人員表

△印は減

廳縣	囚人	刑事被告人	懲治人	關係留置人	携帶乳兒	計	三十三年四月分	比較增減
東京	二、九〇八	一、一四八	一〇	一一七	八	四、一九一	四、一三一	六〇
大阪	一、四一八	一四〇	一一	一九	三	一、五九一	一、七五一	△一六〇
神奈川	三、一六二	八〇〇	一〇	一一二	五	四、〇八九	三、八五二	二三七
兵庫	一、一四六	一六〇	七	二三	二	一、三三八	一、二六九	六九
	二、一六〇	三、二三	一八	六三	一五	二、五七九	二、五一二	六七

長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山
八一六	八八三	一、一三一	一、一六〇	八〇二	一、一九二	八六七	五九九	一、二〇一	二、〇四〇	一、〇〇三	四六六	六一五	一、〇〇六	一、三五七	七八七	一、〇八五	四八〇	一二五八	六二〇	五八三	三二五	三六六	三三四
三八〇	七二	一一九	一七九	一二五	二九八	九四	五四	八三	三二四	六六	五三	六九	六五	二八〇	四〇五	七五	七五	一一五	八七	九二	二五	三〇	七五
四	五	一	一	四	一	二	一	三	一四	二	二	二	五	五	一	五	二	一	一	六	一	三	一
三一	一〇	八	一八	八	一二	六	一〇	四	一一	一四	一〇	六	九	二〇	二六	二二	五	九	六	五	一二	二	一二
二	四	二	一	一	一	四	二	二	八	二	二	二	一	三	三	三	一	一	一	三	二	一	一
一、二三三	九七四	一、二九九	一、三六四	九四〇	一、五一三	九七三	六六五	一、二九二	二、四〇七	一、〇八七	五二五	六九一	一、〇八五	一、六六〇	一、二二六	一、三二一	五六三	三三八	七一五	六八三	三六〇	四一二	四一三
八七九	一、二九九	一、二〇五	一、五五二	一、〇五六	一、三九九	一、〇八五	七四三	一、二七六	二、四一六	一、一二八	六四九	七二六	一、二〇五	一、七七九	一、二九四	一、五五七	五四三	四〇三	八八一	四〇二	三六二	四六九	△
△	△	△	△	△	△	△	七八	一六	△	四一	一二〇	三五	△	一一九	六八	二三六	二〇	一一四	八八	一九八	四一	五〇	五六
三五四	一八八	五六	一一六	一一四	一一〇	一一一	七八	一一六	九	一一一	三五	一一〇	一一九	一一〇	六八	二三六	二〇	一一四	八八	一九八	四一	五〇	五六

島取	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	北海道	東京集治監	宮城集治監	三池集治監	本知空	北海道集治監
七〇四	六六四	一、一八七	一、三六五	九七二	五八二	七〇六	七七七	九九三	八七九	一、四三四	五五五	三五四	九〇八	三七四	五三四	六二〇	九一三	一、〇五〇	六一二	一、四四六	六八二	九〇三
六二	五四	二〇八	一七四	七九	五七	四二	七五	七五	一五一	二一五	七六	一〇一	一一八	五二	五二	一八	三三二					
一	一	二	三	四	一	一	二	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一					
一	六	一七	一一	一五	一	九	一三	一一	九	五一	二	七	二五	八	六	一七	一〇	五七	一	三		
一	一	二	一六	一三	一	一	一	一	三	三	一	一	一	一	一	一	二	四	一	一		
四七三	七二五	一、四一四	一、五七九	一、〇七三	六八六	七九二	八六八	一、〇七八	一、〇三八	一、七〇四	六三六	四四三	一、〇二二	四三五	五九二	三三七	一、三〇六	一、〇五〇	一、〇七八	一、四四九	六八二	九〇三
五一四	八三五	一、四三〇	一、六一六	九七七	四四五	四四五	九九〇	一、二四六	一、〇九〇	一、六五二	六七一	四四五	九九七	四五二	六三七	二八〇	四〇一	一、一五九	七六一	一、三四九	八八七	九一四
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
四一	一一〇	一一六	三七	一一八	一六六	五二	一六六	一六八	五一	五二	三五	一八	五五	一七	四五	一一	九五	一〇九	一四八	一〇〇	一〇八	一一

○明治三十四年四月末日全國四人刑名別

刑名	本年四月末日現在 男	女	計	本年三月末日現在	前月比較 増△減
絞刑	八三八	四九	八八七	八八一	六
無期徒刑	三、二一八	二四九	三、四六七	三、五一九	△五二
有期徒刑	七	一	七	七	一
無期懲役	三、八七五	六〇六	四、四八一	四、四八八	△七
有期懲役	三、〇八一	三五三	三、四三四	三、四〇六	二八
無期禁錮	一一	一	一一	一一	一
有期禁錮	三	一	三	二	一
七年以下	一、〇一二	一七	一、〇二九	九七六	五三
五年以下	五、三七一	一一八	五、四八九	五、五三四	△四五
三年以下	九、二五五	三三五	九、五九〇	九、六八四	△九四
一年以下	五、八五七	二六七	六、一二四	六、一二六	△二
六月以下	一一、二一八	九一	一二、一二九	一二、五一四	△三八五
一月以下	二、〇四一	二五五	二、二九六	二、八七八	△五八二
計	三四、七五四	一、九〇三	三六、六五七	三七、七一二	△一、〇五五

監獄	在監人員	前月比較 増△減
十	六七六	△一四
勝	三、〇八八	△三三八
網走	五〇、八七七	△二、一八〇
釧路	五一、七八二	△九〇五
樺戸	七、八三七	△五八三
空知	一三七	
幌内	八、四二〇	
月形	一三六	
札幌	八九四	
函館	九八二	△八
根室	一一三	
宮城	五九、八六八	△一、八五五
秋田	六二、〇四八	△二、一八〇
山形	一〇三	△一、五五五
福島	二〇	
千葉	六九〇	△一四
市谷	三、四二六	△三三八
長野	六二、〇四八	△二、一八〇
金澤		
名古屋		
大阪		
神戸		
姫路		
和歌山		
廣島		
岡山		
松山		
高知		
福岡		
長崎		
熊本		
鹿兒島		
沖縄		

刑名	本年四月末日現在 男	女	計	本年三月末日現在	前月比較 増△減
三年以下	一八	一	一九	一六	三
一年以下	四六	二	四七	三五	一二
禁錮 六月以下	一六九	一七	一八六	一五二	一九
一月以下	八五四	四二	八九六	八四四	五二
計	一、〇八七	四六	一、一三三	一、〇四七	八六
拘留	五八九	一五五	七四四	六五三	九一
罰金	二	二	四	二	二
科料	五〇	一	五一	五四	△三
言渡 初犯	一九、〇三三	二、三五二	二一、三八五	二一、三一二	△九二七
再犯以上	二八、四八二	一、〇一〇	二九、四九二	二九、四七〇	二二
合計	四七、五一五	三、三六二	五〇、八七七	五一、七八二	△九〇五

時々のくさ〳〵

○思ふまゝ

川　夢

○余輩は監獄行政が、内務に屬すべきが當然であるか、司法に屬ずべきが當然であるか、將た亦内務司法以外に獨立すべきが當然であるか、此理論上の問題は、正に研究すべき必要があるとは信すれとも、最早今日に於ては之を言はぬことに胸中に決して居るが、偖一般實務家に於ては、監獄行政の實際上に付て、如何に感想せらるゝであらふか、希くは其一端にても聞くことを得て、自家の所信に照らして見たいのである、

○人物の養成と云ふことは中々六ツヶ敷ことである、殊に司獄官吏の養成は六ツヶ敷ことであらふと思はる、警察監獄學校は、司獄の人物の養成に於て、餘に立派の機關と申しても宜しいであらふ、乍併人物の養成と云ふことは、唯科學上の識を養ふと云ふ單純の意味では無ひから、或は極めて立

渡とも言ひ得ぬかも知れぬ、全体實務と云ふものに付ては學問は直接に多くの作用を爲さぬものである、而かも學問は必要である、多くの官務に於て、日常執る所の事務は極めて卑近のものが多いのであるから、高尚の學問も何にも入つたことでない、乍併學問が無ければ矢張り其卑近の事務が執れぬと云ふ事實になつて居るから、之れが如何にも怪しい、そこで之れが別段怪しい事ではない、即ち所謂人物と云ふ點になつて來て居るのである、兎に角學問をして居れば先づ其れ相應に一般に人物が出來て居る、事務を執る上に於ては、學問は入らぬけれども、人物の點には大に關係があるのである、少し位の學問があるからと謂つて、無暗に日常の事務に高尚らしき理屈を臆べて居たならば、簡易の事務でありながら大の不整理となり、卑近の事務でありながら大の齟齬を來たし、決して其成績の揚らぬのである、我輩は何時も言つて居ることであるが、實務家には熱心と誠實と云ふことが何より大切である、實務家は、學問も必要には相違なけれども、寧ろ熱心と誠實との基礎に依て事を仕上くると云ふことでなければならぬ、牛歩跛鼈も決して侮ることを得ない、何時しか千里の道を能くする、熱心誠實と云ふ上に、博識であり敏捷であると云ふ風であれば、鬼に鐵棒なれとも、這は多くは望み難いのであるから、先づ熱心誠實を專一として、事に從ふと云ふことであつたならば宜しいのである、實務家は理屈や議論を振り廻はして大言壯語するよりか、些々たる點にまで注意して、日常の繁務を料理すると云ふことが價値のあるのである、併し余輩は斯く言つたからとて實務家に議論するの餘地を持たせぬが善いと主張するものではない、議論も爲すへし、理屈も陳ふへし、意見のある所は何處までも主張すべしであるが、唯執務の關係と否とを辨別して之を誤らぬ樣に致したい、

○名譽てふことは人生の最も大切なることでもつて、また誰れも名譽を欲せぬものはあるまい、乍併始より名譽的に仕事をすると云ふ樣のことは所謂社會事業に從事する者に於ては、大に避けねばならぬことであると思はる、監獄改良とか、

不良少年感化とか、出獄人保護とか、救見とか云ふことは、全く世俗を離れた思想を以て、之に當らねはならぬ、世俗の事に逐はれて居る人間に、世俗を離れた思想を以て當れと云ふは、隨分無理なる注文であらふ、左りながら斯くせねば其事業の目的を貫くと云ふことは出來ぬのである、其故に司獄官吏の分限待遇等は、自ら普通の行政官吏と異にするが當然であらふと思ふ、

○工業協會が、幾多の日子を費やして監獄工業に關する調査を爲したる其結果が、各新聞に出て居つた通りであるとすれば、余輩は少しく呆氣ない樣の感じを催すのである、工業協會の調査した結果の箇條は、是迄克く斯道に關係あるものゝ言ひ來つた所であつて、別に珍しくも何もない、固より珍らしき說が必しも宜しいと云ふ譯ではないが隨分調査には手數も掛り日子も費ひた樣であるから、實は今少しく奇想と云ふか何と云ふか、斬新の考案であつて、而して實際に行はるゝ、言はゝ吾々の耳目を驚かし、且つ感歎せしむるものではあるまいかと、思つて居たのである、

○余輩は監獄協會に少しく御願を致したい、其事は別儀でもないが、監獄に關する外國の事情、例へは時々の出來事なり、斯道專門大家の所說なりを、邦文に飜譯して、毎號の雜誌に掲けて貰ひたいのである、斯くの如くして外國語に通せぬ者にも、少しく外國の事情の通する樣に導ひて貰ひたい希望である、兎角人は動もすれは井蛙の見に陷り易いのであるから、一臂の勞を加へて、歩一歩見聞を廣くすることに導ひて貰ひたい、至囑至囑、

○既に今明日の如く傳へられた、監獄直轄問題、監獄巡閲官設置問題は、今如何なる經過に在るか、我輩門外漢の固より窺知すへき所にあらさることは分り切つて居るが、早く其實行を見るに至らんことを祈る次第である、

○余輩は今更ら古めかしい事を言ふ樣ではあるが、兎に角帝都の下、若くは帝都の附近に於て、一の模範監獄が欲しいのである、其模範監獄なるものが、日本の監獄の主義とする所の理想に基て出來き、(今日に於ては、日本の監獄主義として、

瞭然認め得へきものはあるまじけれとも、之れは、何れ其内確立するものとして、即ち其模範監獄に於て表顯さるゝものとして、整然として秩序が立つて居り、囚徒の處遇に於ても、事務の整理に於ても、實に間然する所のない樣になつて居て、取りも直さず是れが日本の監獄主義、日本の監獄制度を事實の上に於て示すものであるとして、一般に知れ渡り、全國の監獄は、之に倣つて、やるとすれば、監獄の統一は期せすして行はれ、其歩調は必ず一轍に出て樣と思はる、監獄巡閲官が出來たの、何のと言つても、事實の上に於て、示す所の模型がなければ、工合ひよく行かぬとは、殆んと想像し得らるゝのである、語を換へて言へば、口や筆の上では思ふ樣には運ばぬと云ふことである、兎角事物は百聞一見に如かずであつて、目に見た事は直に分り、又深く感するのであるが、聞た事は中々左樣に都合よくは行かぬ、今更ら外國に於ける監獄歷史の模範監獄のことを、思ひ出して言ふ樣の、迂濶狂態を演するのではないが、我邦の今日の實際に於て、之れは必要であらふと思はるゝから言ふのである、

○拘禁制度の確立と云ふことに付ては、余輩は毎度言つて居る所であるが、何とか速に確立することにしたらば、宜しからふと憂心を禁することが出來きぬのである、一方には、本年度より監獄の改築は。五ケ所に開始されてあるにも拘はらす、一方には、未た拘禁制度――拘禁制度と聞たら語弊があるかも知れぬが、要するに拘禁主義の大綱が、確然定まらぬから、建築の出來くる其尻から直くに其建築は實際に適合せぬとか何とか云ふ樣のことになりはせぬかと、杞憂を抱くのである、又夫れに、其大綱が確立して居らぬから、何れの監獄も同し事には出來ぬのであらふと思はる、併しそれは、主務省に於て夫々調査さるゝのであるから、門外漢が彼是言ふへき筋合でないことは分り切つて居る、それにしても、根本的に、拘禁主義が確立して居らぬ爲めに折角建築が出來て、其後拘禁主義の上に於て、杆格支梧たると云ふ樣の問題が、湧て來たならは、實に百年の悔を貽すのであるまいか、監獄建築の如き問題は、今日我邦の膨脹したる經濟の眼より見れば、誠に眇たる事には相違なけれとも、而かも國家百年の大計である事を思つたならは、頗る留意すへき事であらふと思はる、

○今日動もすれは宗教家若しくは宗教家じみたる人が、典獄は宗教上の事を知らないで、宗教主義の教誨に向て、彼是云ふ樣のことがあつては、どふとか、こふとか、云ふことを聞くのであるが、固より典獄は、一監獄に於ける監獄行政の直接の主宰者であるから、或は教誨の施行上、即ち監獄行政の一部に屬する教誨の施行と云ふ點に付ては、無論其職權として相當の指揮を爲すことあらんも、教誨の實質に至つては決して典獄の干渉すへきことでない、既に教誨師は監獄の三尊の一として數へられて居る、即ち教誨の實質は獨立のものであつて、決して他の制肘を受けないと云ふことは分つて居る、然るに悲ひ哉、其高尚であつて、價値のある教誨は、教誨師其人に依て、動もすれば大に價値の無いものになつて仕舞ふのである、余輩は教誨師若しくは教誨のことに付て、直接間接の關係ある人で、典獄が教誨に付て、何の渠と、評隲せらるゝ人に向て、――敢て憚くとは言はぬが、其一部分に向て、――忠告を致したい、即ち削偏にはあらず、聊か自家の本分領域内に於て、少しく省る所あつて、直に教誨の獨立の價値を擧くることに努めては如何と言ふに過きないのである、敢て典獄から頼まれもせぬのに、餘計なことを言ふのは、教誨の價値を維持する爲てあつて、即ち教誨の事に忠なる所以である、

通信

○釧路地方部茶話會概況

明治三十四年四月二十七日午後六時例により第五回茶話會を演武場に開催す時恰も感冒流行し爲めに會員僅かに五十餘名第一幹事より開會の挨拶あり第二原氏は偶感一束てう演題の下に時弊を論じ第三德倉氏は教誨師と戒護者との關係に就き說述し第四天野氏は犯罪原因に就て諸大家の學說を引例詳說し第五山中氏は實地と學說と自ら異なる所

を論じ經驗を積まされは戒護の任務を全ふする能はさる旨趣を警告し終て茶菓其間有益の談話あり午後十時散會せり

○空知分監第十二回茶話會

四六居士報

四月二十七日最終土曜日なるを以て茶話會を開く第一席岡熊一氏吾人司獄官は優美なる思想と慈愛の感念を以て囚人に當らざる可からずと第二席安田作五郎氏遇囚上最も考へざる可からざる事は吾人か行動如何にあり吾人は常に彼等囚人の活摸範たるを忘る可からずと說き第三席田代貞固氏囚人看讀書籍の撰擇其宜しきを得ざる可からず云々第四席村上宗五郎氏現今の囚人食物購求制度を磨す可しと論じ會者八十有餘名頗る盛會なりし次きは安田作五郎氏提案にかゝる討論題

(一)無期徒刑は人工的陶汰なるか將た人工的適合なるや

(二)舂搗精穀業は監獄作業としての可否如何

(三)囚人賞譽制度を現今の程度より擴充するの可否如何

の中(一)と(三)は次會に於て討論する事とし第二の問題に就き討論開始甲論乙駁殆んと屈止する處を知らず其採決するに當て現今の維持說勝利に歸したり終て茶話懇談數刻午後九時全く閉會を告く

○香川縣聯合府縣教誨師會議

出席員

本願寺出張員　三松永成
大阪府監獄教誨師　青山祐元
兵庫縣監獄教誨師　辻本相昭
和歌山縣監獄教誨師　長岡覺性
奈良縣監獄教誨師　四村最勝
廣島縣監獄教誨師　水戸圓敎
愛媛縣監獄教誨師　季平憲章
高知縣監獄教誨師　藤井神通
香川縣監獄教誨師　高安博道
仝　小比賀輝政
仝　石澤昇住

仝丸龜監獄支署教誨師　三輪了悅

打合せ事項

一入監及放免教誨は各監其施行上差異あるが如し之を一定するの方法如何

(決議)入監及放免教誨は個人的に施行する能はさる監獄に於ては初犯者と累犯者とを區別して施行すへきと

一分類教誨は其方法幾種にも亘るへしと雖も最も有益なりと認むる區別法如何

(決議)本件最も熟考を要する問題なるを以て次回の會同に討議すると

一恩典式教誨は集合的或は個人的其方法各監區々なるか如し之を一定するの必要なきか

(決議)教誨堂の構造其他の事情により一定し難く能はさるを以て各監の適宜とす

一日曜及免役日教誨施行の際音樂を奏するの可否

(決議)現今直に實行し能はさる監獄もこれあるを以て次回の會同に討議すると

一接見教誨は其必要を認むる囚人に教誨を施すは勿論なりと雖も接見者に對して注意的訓誨を與ふるの可否

(決議)接見者に對しては時宜により訓誨を施すと

一囚人教育の有無を認定するの便法如何

(決議)遵守項目其他の書籍を講讀せしめ之を檢定すると

一未丁年者は勿論丁年已上の者と雖も教育を施すの必要はなきか果して之ありとせは其方法如何

(決議)未丁年及丁年已上の者に對し每日三十分乃至一時間相當の教育を施すものとす

一囚人看讀用の書籍は特に個人的必要のものを除くの外豫め一定して典獄の參考に供するの可否

(決議)但し囚人看讀書籍の檢定を香川縣教誨師へ委托し聯合府縣教誨師へ知照の上決定すると

一囚人看讀用書籍を出版すると

(決議)陸續出版のことを本山に申請すると

一携帶乳兒を監外に於て保育するの斡旋をなすと

(決議)原案の通り

一出獄人保護會設立の發起者となること
（決議）出獄人保護會設立なき府縣は教誨師發起者となること
一司獄官に對し佛教講話會を設置すること
（決議）司獄官に對し佛教講話を爲すの道を開くこと
一會同府縣の監報へ教誨の部を設け左記の事項を記載交換すること
一特赦當該囚に關する刑名刑期及入監前後の略歷犯罪の因由職業の難否等
一假出獄　仝上
一受賞者の員數
右は來月より實行し每年末に於て統計を記載すること
一出監、囚人に對する遷善の有無其他教誨に關する必要事項
（決議）可
每年一回中央へ府縣教誨師を會同し教務上の協議を爲さしむることを典獄會議の問題として提出せられむことを望むこと
（決議）可
一圖書文庫を設立し日曜幷に免役日に當て囚人中最も改心の思念顯著なる者にして而かも教育あるものに限り請願に依り縱覽を許可するの可否
（決議）月曜幷に大祭日に當て囚人の請願により圖書を縱覽せしむるの準備を爲すこと
一階級別教誨施行の方法如何
（決議）次回の會同に討議すること
一感化成績表を各監に通して一定に調製すへきこと
（決議）感化成績表を各府縣共一定することを
次回の會同迄に研究し置くこと
但し三人の主査を撰み付托すること
主査（青山訥元／辻本相昭／高安博道）

雜報

○監獄署の分課規程に就て

集治監の分課及處務規程は官制上に明文あり明治

二十六年中主管大臣の規定せられたるものありと雖も府縣監獄署の分課は府縣長官の定むる所に任ぜられたると、一面亦監獄の大小に依り統一に率すべからざる事狀あるを以て囘きに集治監の分課規程に準するの訓令を廢止せられたる以來、其分課名稱の如きは府縣の適宜定むる所にまかずるありと雖も予輩を以て之を觀れは其分課の甲乙府縣の間に幾同ある結果其主管の事項を誤にし監督上策の得たるものにあらざるべく殊に事務の配置如何は事務處辨上に至大の影響を及ぼし獄務統一の趣旨に背戾するの嫌あり旁々予輩は此際府縣監獄署の分課規程を改定するの必要を感じつゝある今日當局主管省亦此必要を認め早晩監獄署の分課規程を粗ゝ一定せられんとするの議ありと云ふ、卑見に依れば監獄作業事務は從來第一課又は第三課に於て主管せしめ來りしと雖も他日分課制定の曉に至ては便宜作業事務を分立せしめ又教誨及教育事務を第一課の所屬より分離獨立せしめ教務所なる獨立機關と爲すの正當なるを信ずる而して其理由の如きは今茲に縷述するを待たず既に當局者の認むる所なるべきを以て殊更に此に瞹々せざるべし

○府縣監獄營繕事務の主管に就て

府縣監獄の營繕工事、殊に監獄全部の移轉改築等を爲すに當ては其建築工事は將來可及的直營工事とし囚人を以て經營すへき政府の方針にして其理由とする所は比較的低廉なる囚人を使役し且比較的堅牢なる建築を遂行するを得へしとの所謂經濟の趣旨より割出されたるものにして一面又建築工事に依て以て監獄作業と爲すの利且便なるに職由せり、然るに現行地方官官制に依るときは府縣の土木工事は內務部第二課の主官にして監獄の建築土木工事は表面第二課の管掌する所たるか如き感ありと雖も從來の實檢に徵するときは府縣監獄の營繕工事は概して監獄自ら之か主管となり之を經營しつゝありて表面內務部第二課の所管以外に置かれたり、而して他方に於て警察其他廳舍の營繕工事は疑ひもなく內務部に主管せしめ來りしは要するに監獄建築工事は獄制に伴ふ自然の結果たると同時は監獄は即ち囚人の勞力に依て自營の便且利あるに起因せるものゝ如し、殊に亦昨年來監獄の主管を司法省に移したる今日に在ては地方官官制の規定は姑らく置き進んで內務部の干與すへき謂れあらざるを以て府縣監獄の營繕土木に關する事項は其實、監獄の主管する所となれるは勢、止むを得ざる所なるが如し、果して然らは既往及今後に於て計畫施爲せらるへき府縣監獄全部の改

築等營工事は監獄自ら之か主管となり其画に當るへからざるのみならす之を直營工事と爲すときは其土木營繕に關する事務は決して尠少ならさるへく殊に其營繕事務は監獄固有の事務と其性質を異にするを以て之か責に任する相當機關の設備を要するは固より當然にして監獄署の分課中に營繕の一課を設くるは蓋し必要の措宜なるへしと信せり然りと雖も前述の如く土木工事は官制上監獄の主管事務以外に屬するとの理由より此頃監獄署に營繕課なる一分課の設置を伺出てたる向ありたるに拘はず事實餘義なき事と認め設置差支なき旨指示せられたりと云ふ左もあるべし

○別房留置人工錢整理方に就て

別房留置人に關する規定は現行監獄則中何等の明文を止めす只單に刑法付則の規定に依り監獄の別房に留置するに過きさるを以て從て其處遇方法の如きは別に囚人と殊別する所なく全然舊監獄則當時の規定を準用し其傭工錢の支給方並衣食費の賃還手續等に就き從來各地方の取扱例區々にして歸一する所なきか如し是れ實に其規定なきに職由する所以にして現に集治監に在ては別房留置人の傭工錢は其全額を給與工錢より支出し其內衣食費として控除すへき額は歲入經常部雜收入の目雜收に收入することゝし其餘分は本人に給與するの例なるも地方稅支辨たりし地方監獄に在ては傭工錢中衣食費に充つへき控除額は別に給與工錢より支出せす從て其傭工錢は一般在監人同樣官業及官有貸產收入中囚徒工錢及製作收入に收納し辨償金として雜收入に編入せさることゝなれる等甲は整理の順序を得たるが如しと雖も歲出より支出し歲入に組入るゝに依り云はゝ重複の手續を履行するの煩あり乙は又表面上衣食費賃却の形跡を止めす其收入の科目當を得さるやの嫌あり相互の整理手續上歸一を缺くは到底策の得たるものにあらさるを以て甲乙何れにか之を一定するの必要を認めたる結果として此頃其筋に於て一般に通牒を發し一ケ月每に其所得工錢と衣食費とを對照し餘分あるときは之を給與工錢より支給し衣食費として別に歲入に編入を要せす云々としたり

付たり本件右の通牒と同時に歲入科目解疏、辨償及違約金の項、辨償金の下別房留置人衣食費の八字を削除する旨訓令を發せられたり

○控訴確定囚執行地に就て

府縣監獄費地方稅支辨の當時に在ては甲乙府縣の間に各其經濟を異にしたる結果として經費の負擔

は全然府縣の管轄區域に從ふの必要なしと雖も監獄費國庫支辨後の今日に在ては經濟の區分既に之なきを以て控訴確定囚人の拘禁地方の如き必すしも府縣の行政區域に據るを要せす專ら便宜主義を採り最も經濟及執行上に利便多き方法を講すへきこと亦固より當然の事理なりとす、然るに昨年三月控訴豫納金規則廢止以來全國到る所、刑事被告人の控訴順に增加し控訴院所在地監獄は常に控訴被告人を以て充實するの狀況にして控訴判決後の確定囚は到底控訴院所在地方の監獄に於て之を執行するの餘地なく勢、他に押送執行せざるへからざるの餘義なきは亦盖し止むを得ざる所なりとす、殊に控訴豫納金規則廢止後の經驗に徵すれは控訴判決の結果は豫納金規則廢止當時の理想に反し裁判を破毀するに至りたる實例は絕無なるのみならす或は濫訴の弊に陷り、(一)僥倖にして減免を圖り(二)犯罪地又は原籍地方に於ける汚名を忌避せん爲め(三)移送の途次逃走を敢てせん爲め(四)遇囚上の寬假を萬一に希圖せん爲め等所謂邪智好奇心を以て謂れなく控訴の擧に出つる僥倖多きは正に事實の證明する所にして監獄當局者の最も痛嘆措く能はさる所たると同時に尠くとも以上の弊源を杜絕せんとせは勢、控訴判決後の確定囚は舊來の如く便宜之を原地方の監獄に送還し執行するの方針を採りつゝありと雖も是れ亦何等の費功なきのみならす却て之か爲め尠少ならさる經費を支出せさるへからざるを想へは此際更に控訴確定囚の執行地に付特殊の詮議を要するものゝ如し予輩の想像する所に依れは全國控訴院の管轄區域は大小一ならすして東京、大阪兩控訴院管內の如きは十數府縣に涉り少きも數府縣に跨れるを以て控訴囚は盡く控訴院所在地方監獄に於て執行する能はさるは勿論なりと雖も其管轄府縣の遠隔にして且交通不便なる府縣より移送したる控訴囚の如きは必すしも之を原府縣監獄に送還するを要せす便宜控訴院所在地の監獄に於て執行するか又は近傍に於て比較的監房に餘裕ある地方に配送し執行することゝせは押送の繁且冗費を省き得るのみならす前顯濫訴に伴ふ弊害の幾分は之を匡正することを得へき乎取て其筋當局の注意を喚起すること爾り

○放免時に於ける精神病者取扱の件

囚人にして刑期中精神病に罹りたるものを依然監獄に拘禁するは既に其根底に於て理論の當を得たるものにあらさるは從來識者の批難多き所にして現行刑法及監獄則が入監後の精神病者を保護し之

を釋放し得るの規定なきに依ると雖も精神病者監護法の實施せらるゝ今日奇異の感なきにあらざるのみならず放免時に於ける精神病者取扱の義に付精神病者監護法并同施行規則中何等の規定なきに依り從來區々の取扱を爲し來しつゝありしと雖も斯くては精神病者自身の不幸は勿論監獄當局者の適從する所なきを以て頃日内務省訓令第七號を以て是れに對する取扱方に關し規定を設けらるゝに至れり之に依て正に從來の疑問は解決せられたりと謂ふへし讀者監獄法令欄を參照せんことを要す

○勤務演習の爲め召集中の看守給與に就て

豫備後備の軍籍に在る下士卒にして看守の職に在る者は餘人を以て換ふへからざるものとして豫て内閣の認定を經て勤務演習に際し召集免除を與ふへき例規なるを以て右等軍籍に在る巡査看守は其所轄地方長官より豫め内閣の認定を經るの手續を了するを可とすと雖も右の手續未了にして勤務演習の爲め召集せられたる場合に於ける俸給宿料其他諸手當等は其間支給を停止するや否やの儀に付明文なきを以て疑義を抱かるゝ向ありと云ふ、而して其筋の解釋なりと云ふを聞くに戰時若は時變に際し召集せられたるときは明治二十七年勅令第八十八號に依り其間休職を命し俸給を支給せざることゝなれるも勤務演習の爲め召集中の者は明治二十四年勅令第百六十二號に依り其間俸給の支給を停止するも其召集中の支給額にして看守の俸給より寡少なるときは其不足額は奉職官廳に於て補給するの趣旨なりと云ふ尤も宿料其他の諸手當は勤務演習中は支給を要せざることゝし其旨回答を發せられたりと云ふ

○爲替送金手數料の費途に就て

本年三月大藏省訓令第六號を以て爲替送金取扱順序を廢したる結果として在監人の領置金等を甲廳より乙廳に移送を要するときは甲廳に於て一旦金庫より拂戻を受け爲替其他確實なる方法を以て送付するとなれるより（監獄會計處務規程第百六十二條）該送金手數料は何れの費目より支辨すべきやの義に就ては當局者の問題なりしか右は監獄經費科目解疏に依り郵便爲替に付したるときは廳費の通信運搬費中郵便電信料、貨幣送金便なるときは運搬費の支辨に屬し又銀行爲替にするときは雜給雜費中雜費の目諸手數料の支拂に立つへき筈なりと云ふ最も送金方法の如何に依り其費途の所

屬を異にするは異樣の感ありと雖も差し止むを得ざる所なるべきか

○退官賜金死亡賜金の增額申請に就て

退官賜金、死亡賜金は共に補充費途に屬するを以て其支出を要する事實の生出したる都度仕拂豫算增額方を申請せられ固より差支なしと雖も動もすれは即ち其補充を要する事實及ひ算出の基礎を確認するに足るへき書類の添付を缺くものあり其筋の調査上支障不尠との事なるを以て自今右等費目の增額を申請せらるゝときは定例の增額計算書の外補充を要する事實を確認するに足るへき書類例令退官賜金に就ては當該本人の履歷書の謄本（抄本にても可なり）並其退官するに至りたるは自己の便宜なるや將た疾病職に堪へす其職を免するに至りたるやを詳明するを要する等當局者に於て豫め記憶し置かれんことを要すと其當局者は云へり

○他廳官吏兼務手當支給の件に就て

他廳官吏に對し其所屬官廳の承諾を經て監獄官吏を兼務せしめたる場合に於て兼務俸を與ふるとを得るや否やに就ては現行法中何等の明文なしと雖も何人も曾て兼務俸を給するを得すと解釋するに躊躇せす（但特別に官制の規定に依り手當若は囑托手當の名稱を用ゆる者は除外とす）而して其理由とする所は明治十九年勅令第六號官等及敘任令に他官廳に涉る兼務者に對し俸給三分の一以内を增給することを得るの規定を廢せられたるに依ると云ふにあるが如し、然れとも亦一方より之を觀察すれは自己が所屬官廳の職務に從事するの外、特に他廳の事務を兼務するものは即ち特別の職務に從事するものにして從て勤勞亦尠なきにあらざるを以て別に俸給を受くるを得るは當然なりと云ふを得へし、而して現在の取扱例に依れは假令他廳の事務を兼務するも兼務俸は之を受くるを得すと雖も兼務手當の名稱を以て手當を支給しつゝありと云ふ而して其金額は舊則兼務俸の範圍（即ち俸給三分の一）に於て雜給雜費より支辨し差支なき儀なりと云ふにあり、果して然らは將來監獄の營繕工事等に就き便宜府縣の技師又は技手に監獄事務を兼務せしむるの必要生するときは適宜右の標準に依り兼務手當支給せられ差支なき儀なるへし、右は或る官廳の伺出に依り斯くは決定指令せらるゝに至れる由に聞く

○押送旅費支拂上の注意に就て

在監人の押送に關する注意事項に就ては予輩曾て當局者の注意を喚起したること既に一再に止まらずと雖も世間或は未た注意の到らざるものあり其結果として經費支辨上他日支障を見ることなきやを保し難きものあるを以て茲に重ねて當局の參考の爲め一言する所以むを得ざるに際會せり、即ち在監人の押送に伴ふ押送官吏の旅費は押送費同樣豫想し難き費途なるを以て從來の內國旅費を分て押送旅費、內國旅費とし押送旅費は之を補充費途に加へられたるは要するに他日避くべからざる豫算の不足を補ふの趣旨に出でたりと雖も元來在監人の移監は其理由種々ありて只單に監署の便宜上甲乙監獄の間に押送を敢てするものあり又は刑事被告人の控訴は裁判上の必要の爲め移監せざるべからざるものあり何れも在監人の押送に伴ふ旅費に外ならずと雖も前者に屬する甲乙監獄間に便宜上在監人を移轉せしむるが如きは即ち豫想し得らるべき事實にして後者は即ち事實の發生するに至る迄殆んど豫期し得ざるものと謂ふを得べし果して然らば後者の押送旅費こそ補充費途と爲すを要すへきも前者は其性質全然避くべからざる費途と認め難きものあるが如し然るに三十四年度監獄經費豫算に於て押送旅費を補充費目に編入したる結果押送旅費支拂上當局者の注意缺如するなきやを疑ふに足るものありと云ふ果して如何

○放免囚人の領置金送金取扱に就て

在監人にして放免時に際し領置の金品あるときは總て之を本人に下付すへきは監獄則の命ずる所にして下付と同時に監署か保管の實を免かるへきは固より當然なりと雖も斯くては在監中恩惠的に賜與したる給與工錢を空しく濫費消滅するの虞あるのみならず折角の恩賜を蔑如するの憂なきにあらざるを以て從來注意の到れる當局者は表面本人の情願に出でたりとし本人の自費を以て歸住すべき地方の村町役場又は警察署に爲替を以て送金し本人に交付方を依賴する手段を採りつゝあるものありと云ふ右は出獄人保護上最も嘉みすべき措置なりと雖も動もすれば即ち當該放免人にして豫定の住所に歸着せずして其結果交付の手續を了する能はずして先きに依囑を受けたる官廳より監署に返送し來るもののあり監署は之が處理上甚だ困難を感ずる向なきにあらずと謂ふ、而して其茲に到りたる手續を聞くに右は本人を釋放するに當り既に一旦領置金に對する本人の領收證を徵し置き更に本人の情願に依り好意上の保護に出でたる者とし歲入歲出外現金出納の手續を了したるものに係るを

以て他日受取人不明の場合に際し更に再び領置金として保管の手續を爲すの道固より之れあるべきにあらざるを以て返送後の處理に苦しむもの〻如し、事實果して然りとせば右は法規上何等の明文なきを以て普通法即ち民法の規定に依り典獄は私人の資格を以て本人の管理人たる資格を以て之を善良に保管管理する位地にあるものと解決せざるべからざるが如し、而して斯は公人の爲し得べきことにあらざるは勿論なるを以て以上の如き取扱例は自今之を廢止するを可とす、然〻と雖も又一方より之を觀るときは出獄人保護上最も採用すべき良好の措置なるを以て此場合に於ては全然支拂の手續を了せず當該本人の情願に依り其歸住地に送金することゝし他日受取人不明の爲め返送し來ることあるときは依然放免者の領置金として保管を繼續するも敢て差支なきのみならず整理上の便宜は寧ろ前者に優るものありとす是等は蓋し當局者の豫め諒得し置くべき事項なるべき歟、而して是等特別保護に屬すべき行爲は可成強制力を須ゐず本人の任意に依らしむること又必要の措置とす云〻

○警察置留場の費用區分並制度改正に就て

警察留置場に留置する者の費用支辨方に就ては從前より整理上の煩に堪へざるものあるより曩きに之に關する法律案を帝國議會に提出せんとの豫期なりしも或る事情の爲め遂に沙汰止みとなり今日尙依然として從前の通取扱ひ來りしも遇囚諸般の點に於て隔靴搔痒の嘆きにあらす現に昨年或地方の留置場に付社會の問題を惹起せし等に依て見るも警察留置場を監獄に代用するの制度は刻下改正を要する點なるか如し勿論監獄則の法文上留置場は監獄の一種に相違なきも全國中數ヶ所の地方は留置場を以て全く拘置監に代用し警察官をして之か管理を爲さしめつゝあるあり又は警察留置場に看守を派遣し監獄の事務を處理せしむる地方もありて今日留置場の管理は寔に區々にして明かに其分界の立たさる嫌なきにあらす、而して其結果として留置場事務の整理方等概して不整頓たるを免かれざるが如く又留置人の所持金品の保管出納の如きも司法大臣の訓令に依るへきや將た內務省の規定を遵奉すへきやに付疑問あり、昨年十一月兵庫縣知事の伺指令を一般に通牒し當分明治卅三年內務省訓令第三十號を適用することとなれるも未た其保管出納に付き疑義を抱く警察官なきにあらすと云ふ、殊に亦留置場の在監人にして逃走するときは其旨司法大臣に報告すへき筈なるも之を等

関に付するものある等此際留置場の所属管理並費用の區分等一定の規定を設定せられんこと目下の急務たるか如し、當局者以て如何と爲す

○新築、修繕の所属區分に就て

監獄に属する營繕工事中新築に属するものと修繕に属するものとの區分は文字の示すが如く新規の築造に係るものは新營費にして現在の建物に對し修理を加ふるものは修繕費に属すること固より疑なきか如しと雖も其内模様替、移轉増築改築等に至ては其程度に依り兩者何れに属するや判明せざるものあり、當局者の疑問多き結果其費途の所属を異にし整理の統一を缺くの嫌なきにあらずと云ふ、今試みに吾人か兩者の區別に付大体標準則を擧くれは粗左の如し

新築　新規建設に係るもの（新築）

改築　舊時の建物中廣朽共用に堪へす到底原形を維持するを要せざるに依り全部を取解き新規建設するもの

模様替改築　舊時の建物中全部の上に原形の變更を加へすと雖も外部の構造結構を變更し建上の結果建坪に増減を生するもの

移轉改築　舊時の建物を他に移轉する爲め原形を解き他に移轉し之を原形若は改造するもの

増築　舊時の建物に新規補足を加へ建坪の増加を見るに至るもの

修繕費に属するもの（修繕）

移轉修繕　舊時の建物を移轉するに依り原形を取解かす他に移轉し部分修繕を加ふるもの

模様替修繕　舊時の建物の原形を維持し部分模様替を爲すも即ち廣の入口なを通し又は壁前なを改造し若は部分の結構なを變し修繕を加ふるもの、類廣朽破損の箇所にのみ修繕を加へ原形維持を主とするもの

普通修繕

○營繕費の一廉整理方に就て

政府に属する工事物件の賣買貸借は一定の金額を超過するときは競爭入札に付せさるへからさると同時に一廉の工費五百圓以上に渉る新營修繕工事に就ては豫算上之か整理科目を特設するを要する例にして其一廉とは如何なる標準に依るへきや假令は工事の種類に依るを要するや又は同時若は稍相前後して施工すへき類似の工事は併合して一廉と看做すへきやに付當局の解釋一定せす其結果支出證明上に不都合なきやを期し難きもの歟からすと云ふ、而して司法省に於ける從來の取扱例に依れは事實數廉に跨るものと雖も類似の工事なると きは總て合併し豫算科目を立て何所新營等指定工事とし整理し來り而して其施行の方法は之を包括し受負に付するの例なりと云ふ、然れとも監獄の

新營修繕工事は可及的四人を使役し直營と爲すの方針なるを以て從て其起工の時期等相前後するは到底免かるへからざる事例なるを以て其工費を合併豫算せす各別に整理する方便宜多きに依り當局者は可成此方針を採るの見込なりと聞く、果して然らは各所新營中數廉に分別豫算したる工事は可成前述の心得を以て整理を遂け他日支出證明上に於て不都合なき樣注意を要する儀なりと云ふ

○統計主任者に注意を望む

監獄統計事務の監獄行政の上に重大なる關係を有することは予輩の屢次縷述する所にして亦更に之を繰返すの要を見すと雖も、監獄統計事務の重要なる丈け、夫れ丈け、監獄統計の確實正鵠を期せざるへからざるは亦固より其所なり、宜なる哉其筋に於ては曾て監獄統計報告例を定め明治三十二年より施行し是に引續き統計材料蒐集に便せん爲め小票計査式を實施せしむることいなりたるは要するに統計の正確を期し集計上の煩を省くにあらざるはなし、然るに此頃其筋當局者の談を聞くに監獄の統計報告例は施行後、既に滿二年餘を經過するの今日、未だ調査の周到を缺くものあり、或は甚だしきは製表の精神を誤り又は其解釋の區々に出つる結果、訂正の爲め再三の照會を要するものあり、比較上甲乙府縣の間に調査の目的及材料を異にするより一毫の差、遂に千里の差を生し果ては當局を誤まらしむるの嫌なきにあらずと云へり、由來統計なるものは區々たる數字の排列に過ぎざるものゝ如しと雖も其目的は即ち既往に於ける事實の反映を數字を以て表證するものにして之を使用する當局の側より觀察するときは重大の關係を有し其影響する所決して勘なきにあらざるの みならず動もすれば即ち將來の經營立策の上に勘少ならざる齟齬を生せしむることを想へば統計事務は決して忽諸に付すへからざるは勿論苟も蒐集の方法并解釋上に付秋毫の疑團を抱くものあるときは先以て其解釋方法を一定し置き而して之に着手するを要する等各地方に於ける監獄統計主任たる當局者は此際須らく潜心精力を込め杜撰粗漏を避くる爲め注意の缺如する所なきを要すと云ふにあり

○呼子笛點檢に方法に就て

（三十四年五月十八日官報參看）

呼子笛點檢の際號令の方法に就ては從來各府縣に於て疑義を抱かれたる向もありしが右は看守點檢規則第二十六條六號呼子笛の下に「前へ」の二字を誤脫したるが爲めに出でたる由なれば其旨五月十

入日の官報を以て正誤されたりと謂ふ

○看守點檢規則中の疑岐に就て

看守點檢規則中左の件々に就て疑岐を抱かるゝ向有之趣今當局の解答を得たるに紹介せん

一規則第九條に於て外套を着すのとき手帖及呼子笛は其右隱に納ることゝなり居るも捕繩をば尚ほ袴の右隱に納れ置くは出入の際自然姿勢を紊すのみならず出入に不便を感ずるを以て手帖呼子笛同樣外套の隱に納れしむるも差支なきや

解答　外套を着する時と雖も捕繩は袴の右隱しに納れ置くべきものとす

外套を着するとき捕繩をも其隱しに納れ置くに際し反獄逃走等の變あらんか防衛追捕に從ふには勢ひ之を脫せざるを得ざるべく而して反獄逃走の囚徒を逮捕するも之を縛するの捕繩なくして大なる不覺を取るに至るべければ毎に之を袴の右隱しに納め置くの習慣を作らしめ如何なる場合如何なる變に遭遇するも事に差支なからしめんことを慮り本條の如く規定せられたるものにして其姿勢を紊すと云ふか如きは「捕繩」の豫令と「前へ」の動令との間適當なる時間を存せは其憂なきを得へし

一規則第二十一條に於ける敬禮の方法

解答　右は肩へ劍の儘（肩へ劍の儘とは長々一動の姿勢を云ふ）上官に對し正面し注目すへきものとす

一通常點檢中禮式點檢省略の場合には如何なる號令を下し解散すへきや

解答　「後列何歩前へ進メ」（即ち最きに前列人進ましめたる歩數）の號令を下し次に「解レ」「進メ」の號令を下すへきものとす

新著批評

中島晉治講述

一巡査看守受驗教科書　東京書院發行

本書は其題名の示すが如く巡査看守たらむと欲する者に向つて講述せられたるものにして刑法刑事訴訟法裁判所構成法警察法監獄法歷史地理算術及作文の九科目に分ち其大意を簡明正確に說明したるを以て受驗者の爲めに一方ならぬ便利を與ふるものたるや疑を容れず、加ふるに傍調を付したるの一點は極めて能く受驗者に適切を感ぜしめたるものと謂ふべく、獨り受驗者のみならず、今尙多數數習を經ざるの看守あるを以て此種のものに向つても亦須らく一讀を要請せざる可からず（別天

生）

法學士谷野格著

一監獄學　博文館發行

本書は監獄學史及監獄學の二編に分ち監獄に關する復雜事務を最も簡明に講述したるものにして其編著の序次と謂ひ若くは監獄に關する學說と謂ひ思ふに著者は獨逸系に屬する者ならむ、監獄事務の大要は本書に依て之を知り得べしと雖も囚人數養感化の方法に至ては未だ固より此の如き專門的に屬する知識を警察監獄全書の一として本書より仰ぐは本書の目的とする所に非ざるべし要するに監獄に關する複雜事務を「システマチック」に論述するは獨逸の長所とも謂ふべく一般社會に在つて監獄の何たることを知らしむるの鼓吹として本書の利益尠なからざるを覺ゆ（別天生）

寄書

○家庭學校　金子壽

凡そ罪惡なるものは天地の存在する限りは全く絕滅することは能はずと雖ども時と勢とは著しく之か增減を示すものなり既に增減を示すものとせば縱ひ一大雜事なりとは云ひ吾人は協力に勵りて此罪惡を減縮せしめ得ぬものと信せり而して罪惡の種類は法律上に列記するか如き少數のものにわらずして愈〻出て〻愈〻多きか故に貴賤を問はず幼老を論せず男女を別たず社會の表面と裏面とを通して一般に潛伏するものとす

罪惡の行爲即ち犯罪を誘致する原因は主に遺傳の感作、家庭的及社會的境遇經濟上の變動等にして斯る原因は年を逐ふて增大するか故に法律上の犯罪と道德上の不倫とは隨て年と俱に增加するを免れず即ち統計年鑑の示す所に據れば近來帝國に於ける內人の數は人口增加の比例よりも更に大なる比例を以て年を逐ふて增加し尠きは一分二厘多きは九厘に上ると同時に未丁年懲治者の數も亦た略ぼ之に同ふせる增加比例を示せるを見て知る可きなり左に之か原因たる遺傳に就て其大要を摘記す可し

吾人熟ら子孫の體質上に及ぼす兩親の遺傳感作を觀るに此感作は惟り先天に稟享せし健全なる體質其者の混和上に顯表するのみならず猶ほ同時に後天に馴養せし不良なる性質其者の讓移上にも顯表せり而して此感作は血族的結婚者並に類同的特異素質を有する兩親間に擧けられたる悲慘の事蹟に徵して世人の夙に知る所にして一たび兩親にして

肉體的痼疾及精神的障碍を先天性及後天性に得るや必らず其子女の繼紹する所となり且つ子女は兩親に享けしよりも增惡せしめて更に之を順次其末裔に相傳するは則ち之か爲めなりとす

是を以て之を觀れば人代を趁つて遺傳感作は愈々增惡し遂に社會を擧けて罪惡の世界に化せしむるか如しと雖とも玆に此感作の僭越を控撃し且つ變改せしむる諸種の感應あり則ち兩性的偏制は其一にして其勢力たる甚だ深大を極むるか爲め他力の容易に侵し能はざるは吾人の驚歎する所なり實に子息の繼承せる容貌か母親に酷似し女兒の繼承せる特觀か父親に彷彿せるか如く其稟有せる資性も亦た反對生親に均同するは世人の知る所とす其他遺祖の遺傳感作か縱ひ數代を經過する際消長を來すにもせよ全く泯滅すること無く機會に乘じて勃與し因りて以て生親の後天的資質を蹂躙して其子女に遺祖專有の資質を賦與するも世上の知る所なり要するに種族の如何を問はず人は其生涯の全部に於て同一の感動を存有するにあらず又其享受せる汚染質を同一に子息に分配するものにあらず故に骨肉間の同胞にして肉体的及精神的特質に無限の差異を呈するは歸明を俟たず遺傳の勢力と其感應とは數世を經過する間に於て幾多の變遷に會ひ以て時に或は惡化して吾人の瞠倪し能はさる無形的及有形的變態奇觀を其子孫間に出沒せしむるは右に略述するか如し而して吾人は是より更に罪惡の原因となる可き家庭的及社會的境遇に就て聊か其梗概を述んと欲す

吾人は社會を通覽するに大廈高樓に棲み綺羅綾綉を纏ひ美食佳殽を味ひ殆んと王者の生計を立る富豪にして其家庭甚だ修らず曾て卑賤の間にも聞かざる醜聲を漏らすもの尠からず而して斯る家庭に生育せる子弟は內に敎育せらるゝこと無きを以て怠惰放蕩に流れ外に提誨せられさるを以て侮蔑に長じ奢侈邪行に走るは十目の視る所にして若し一朝不慮の境遇に投し身神を窘しめらるゝ時は其極遂に法網に觸れ刑人と爲るに至るものとす

又人文の發達に伴ふ物質的競爭は自ら社會を驅りて華美驕奢の渦中に陷らしむるか爲め貧富の差愈々懸隔して貧は倍々貧となり遂に生計を困難ならしむるは東西共に同一せる現象なり是を以て開明諸國に於ける窮民の數は其文化の進むに伴ふて益々增加せるは各國統計の示す所なり而して此等の窮民たる衣食を得るの道大に困難となり隨て其飢渴を防かんには善と不善とを問ふに遑あらざるより縲紲の辱を甘受するや比々曾な然りとす孟軻曰く恒產なきものは恒心なし恒心なければ放辟邪侈

爲さゝる所なきのみと其他天變地災に依り鰥寡孤獨となりて流離顚沛し貧民の群に投して不良の所行に從ひ漸く惡漢兇賊に轉化するもの尠からず

家庭的及社會的境遇の順なる時は其何人たるを問はす得意となり之に反して逆なる時は失意となり既にして其失意は有所罪惡と化して國家に荼毒を流し社會の秩序を破壞するは火を睹るよりも瞭なる事迹なり是より尙は進むて同しく罪惡を構成する原因たる經濟上の變動に就て開陳する所あらんとす

想ふに社會經濟は開明の餘澤たる交通機關の進暢と工業技藝の發達とに伴ふて增進すると雖とも猶ほ疾病の進行間に弛懈と張昂とを現はすか如く其增進の步武間に必らず平安と驚慌とを現はすを常數とす而して無慌の一たび起るや百般の事業悉く閉息し遂に人心をして煩擾と厭倦とを來し延て精神の自裁力を廢頽せしめて汚行敗德を省みざらしめ加之ならず殘虐無道を演せしむるに至る其他機械の發明は人畜勞力の節減を致すより力役需要の區域愈々縮少するを以て無知の徒は隨て倍々社會生活の困難に陷り終に罪惡の深淵に墮落するものなり

以上述ぶる三種の原因は罪惡を構成する主者にして猶ほ他に之か原因となる可きもの亦た甚だ鮮からざるは固とより辨を俟たず故に其は後日機に臨むて詳論する所あらんとす蓋し社會に於ける犯罪を豫防せんと欲せば斯る原因の發動を抑制するを以て至要とす是の故に歐米の文明國は敎化制度を布て倫常德義の扶植に勗すと同時に救貧制度を發して病苦凍餒の貧民を救濟せり政府既に然るのみならず慈善心に富める某國民も亦た喜んで應分の金品を義捐し贊舍を私開して窮兒を善導し救貧院を私設して窮民を收養せるか爲め貧窮者の甚た多數なるにも拘はらず犯罪人の數大に鮮しとす

本校長留岡氏は夙に歐米諸國に於ける犯罪豫防の偉効に鑑みて我邦に於ける犯罪原因を仔細に調査したる曉犯罪の種子は獨り窮民の子弟間に在らずして猶ほ貝家の子弟間にも存するを認め奮然起ちて家庭學校を私設し曚昧無告の窮兒を敎導して自營自活の民たらしむると同時に併せて誘掖難御の富兒を感化して保倫守德の人たらしめ以て小にしては各自の安泰を謀り大にしては國家の安寧を裨けんとす今や又た校舍增築の計畫ありと聞く余嘗司獄の職に在り其相關係するや深し聊か贅辭を呈し一分の力を感化善導に效し罪惡を嫩芽に刈りて弊を用ゆるの悔を社會に遺さゝるを期せさるを得んや

○敢て當局者の一大猛省を促す

廣陵學人稿

監獄費國庫支辨以後日に月にその煩雜を重ね着々改良の歩武を漸めつゝありと雖ども事實上之に伴はざるものあるを如何せん夫れ監獄改良の事たる政府既にその畫策方針の一定せるものあるありて吾人の陳腐又た其蛇足を贅列するの必要なきか如しと雖も身苟くも此煩雜に處して吾人の憂慮に耐へざるものあるを思へば茲に一言の止む能はざるものありて存するなりそは何ぞや人才登用と云へる事にてありつゝなり無能を擧げ老朽を用ひて前途の改良を計らんとす雖哉是れ則ち木に緣りて魚を求むるの拙策と謂ふべきなり今活眼を放て熟ら〳〵監獄社會の狀況を見渡せば老朽無能の士噫々として亦た慨嘆に耐へざるなり老木刻し難し乎々凡々たる老朽無能之士何ぞ克く美々たる彫刻を施すことを得けんや語に活氣なく行ひに光りなきは老朽者の常として實に之か進歩の前途を沮害するものなりこの進運の社會をして沈靜爲さゝらしめんと欲せは即ち止む苟しくも社會をして活動止むなく孜々汲々として振天動地の一大改良を敢てするの快擧に出てんとせは勢ひ無能漢を芟除し猛然決然として一大英斷の處置あるべきを渴望し止まざる也世の進むや日月の如し靜止は退歩なり進むの世に在りて沈靜就すことを知らざるの老朽を驅り無能を用ひて萬國獨尊の光名を放たんとするは百年黃河の清むるを待つに齊し豈にその期なきを如何に世の改良を稱ふるもの徒に監獄の構造に嗷々し之か制定に喃々として期する所なきは吾人の採らざる所なり今や監獄の改良は物質的改良にあらずして實に人格的改良あるべきを斷言して憚らざるものなり換言すれば老朽漢を淘汰し少壯有爲の士を採るにありと云ふに在り之を要するに吾人の言一局面の議論に過ぎざれども人材登用老朽淘汰と云へる事は當嚴紛說にして茲に事新しく述ぶるの必要なきか如しと雖とも倘ほ今の此に當りて幾多の情弊に制せられつゝありて之か斷行の擧を見ざるは吾人の怪訝に堪へざる所なり世の當局者たるものは此際猛進奮發斷乎一番一大刷新の擧あるを敢てすべきなり若し優柔不斷遂に爲すなきに及ばゞ前途謂ふ可らざるの憂を生ずべきや必せり之れ吾人の斷言を憚らざる所なり而して吾人は徒に辨を弄するものにあらずと雖も熟するの餘り言不遜に涉り過激の嫌ひありと雖も聊か感する所ありて以上の言を爲し茲に敢而當局者の一大猛省を促して止ます讀者幸に諒之

○典獄に特別の權能を與へられんことを望む

山科凌雲

斯道刻下の狀勢に對しては、餘りに、羈絆を脫し過きたる如くにて、恰も百年清河を望むの嫌なきにあらされとも、之を既往に考へ、靜に之を將來に洞察するに、斯道の革命は、今日に胚胎するものにして、想ふに新舊過度の時期たることは、事實に徵して明かなれは、此際に於ては小生か多年懷抱する處の希望も敢て望み得られさるにあらさる歟の感なき能はす、聊か小生の希望を筆端に流露し斯道の先覺に訴んと欲す、先覺の諸士よ小生の理想的觀念をして全く空想に終らしめさらんことを祈る

一典獄には假出獄を許可すべき權能を有せしむる事

二典獄には監視期間を短縮し若くは之か全免をなすの權能あらしむる事

三典獄には危篤患者又は難治の患者をして之に出獄を許可し自家又は親族へ假りに歸らしむるの權能を與ふる事

一典獄には假出獄を許可すべき權能を有せしむる事

爰に假出獄を上申すべき資格を具備したる三名の在監人ありとせんか、謹愼の模樣、改悛の程度は其面貌の異なると共に多少の厚薄と異同ありて所謂甲乙丙の三種に區分あるは、數の免れさる處にして自然の結果なりと云はさるを得す、抑も司獄官の査察したる意見よりすれは、乙者と丙者とは假令許容に見込ありきも、甲者の允許に對しては確に之を認めたるも豈に計らん、甲者は許されすして却て乙丙二者に於て假出獄を許さるゝの事實は既往に敢て其例なきにあらさることは、斯道に通曉し經驗ある人の記憶には確に存することなりと信す

何か故に如斯結果を生すべきや、想ふに司獄官に於ては日夜其者に接近し彼等平素の行爲と彼等か精神上の變化とを實地に目擊し、所謂之を實物的に視察するも、本省當局者にありては皆て其者に接せす、唯に文字の上にて之を判定し之を取捨するより吾人か希望の外に出るの結果を見るならん歟、吾等司獄の道にありて、彼等の肉体と精神とを支配し鑄治するの任にあるもの斯くの如く相反するの結果あるを見て以て輕々に附し去るは實に千萬の遺憾なりと言はさるへからす、若し典獄にして直に之を許可するの權能を有せは之れ等の不權衡は自ら公平を維持し甲者に許さすして乙と丙

とに許可するか如きことは萬々之れなき歟

爰に假出獄を上申するの時期少く經過したることありとせんか、今より上申するも時期後れたるを以て不可なりとなし、勢ひ上申の手續き差し扣へ不幸にも改悛の狀ある者をして空く滿期まで在監せしむるの止むを得さるに至るの場合ありて、實務授與の本旨にも大に背戻するかの感なき能はず之れ畢竟上申の手續意外に六ケ敷して允許を得るも亦容易ならさるに起因するもの歟、若典獄にして眞に之を許可するの權能ありとせは斯くの如き不幸者を見ることは更になきのみならず大に適宜の擧措を施すと共に改善の端緒に就く者として益益誘掖するの道に叶へるものなりとせん歟

爰に一年已下(刑期四分の三の殘餘)の者にして假出獄を上申せんか、初め上申の時より許可までの其間遲々として進行せず、終に滿期放免の時期に差し迫りて漸く允許を得るか如き場合もなきを保し難し、若典獄にして之を許可するの權能ありとせんか、右等の失態は毫も事實に其形跡を見る能はさるのみならず大に敏活に大に適實に之を措置するを得るに至るなりと信す

二典獄には監視期間を短縮し若は全免となすの權能あらしむる事

眞心悔悟の狀顯著なる者にして、監獄より釋放せられんか(六ケ月已上の監視を有するもの)六ケ月已上四年已下の監視は必す之を勸めさるへからす、然るに眞心改悛の狀あるものは、三年又は四年の長期の監視を附し徒らに彼等の自由を拘束するの必要を認めす、宜く典獄に於ては其改悛の程度に由り、或は三分の一を減し或は三分の二を減縮する等監視期間をして之か減縮を爲し、出獄の者をして可成自由の行動をなすへき餘地と便宜とを與へさるへからす(短縮せし監視期間を所轄警察署へ通牒す)想ふに釋放後彼等をして長年月間無趣味に自由を羈束するか如きは今日に於て最も速に改善を企圖するの要を感すればなり

爰に重禁錮二ケ月監視六ケ月と云ふか如き宣告によりて入監するもの其例尠しとせす、斯の者にして若し充分に悔悟の狀、追悔の念ありと認めたる時は放免時に於て典獄は此の者に向て監視期を或は半減し或は全免の申渡をなし(所轄警察署へ其の事を通知す)出獄後彼等をして直に正業に就き自由に働をなさしむるの方法を設けさるへからす恰も本刑に三倍するか如き長時間の監視に於て彼等を拘束するか如きは、害ありて益なきことは事實の證明に據るも明かなり

抑も監視者と被監視者との現今の眞相を洞察するに、監視者は、被監視者を厄介者の如く見做すの

みならず、恰も犯罪者の如く心得隨々に猜疑を以て彼等か擧動を注視し、爲めに被監視者をして俗に云ふ「ヤク」を起さしめ勢ひ自暴自棄するの傾向あるは事實に見る處なり想ふに監視者の意思には、此を監督し、此を保護し、此を誘掖する等の思念は、更に其間に抱含せす却て之を敵視するにあらされは、或は復讐的に濫りに干渉するの反響として、彼等には近隣或は町内に於て信用を失ひ大に面目なしと思料し終に其場所に居るに居られさる始末となりて、監視規則に違背するも強て逃亡を企つるの止むを得さる場合に至るは、往々に生等の耳目に觸るゝことなるか、若し改悪歸善の者に限り監視期を減縮或は全免するの方法ありとすれは大に彼等をして正業に就かしむるに容易にして却て犯罪を減少するの結果を見るは敢て理なきにあらさるなり

三典獄には危篤患者又は難治の患者をして之に出獄を許可し自家及近親へ假りに歸らしむるの權能を與ふる事

爰に遷善改悪の狀著しき者にして若し罹病中、病勢日に旺盛にして終に危篤に迫り、或は難治の重症に陷りたる者ありとせん歟、確實なる父兄、或は近親に紹介し相當の手當をなすに足るへき者ありて、自宅に假りに出監を許すも差支へなき限度に於て出獄を許可し(自宅治療中は刑期に算入せす)自宅にて自由に治療を施さしむるの權能を與へさるへからす、如何となれは目下の趨勢によれは監獄中の病監に於て治療するも行刑者としては敢て不可なきも、如何に病者と雖も等く在監人なれは、凡百の事充分なりとは云ふ能はす假令診察或は投藥其他取扱上に於ては、更に不足なきも滋養物に至りては多少の欠漏なき能はす、或は精神の安慰に於ては大に其趣を異にせり、其故は慈悲深厚なる兩親の看病は病者をして言ふからざる精神に無限の趣味を與へ、慈愛に富る妻子の看護によりては病病中大に其の苦悶を慰むるありて、監獄の病監にありて日夜懊惱に充たされたるとは病者の感察するに余りあり隨て疾病に影響するも淺少にあらさるなり之を以て自宅治療の方法を企圖するは敢て無益の事にあらさるを信す

○實質的改良を忽かせにすへからす

南山生

改良は謀らさるへからす努めさるへからす期せさるへからす而して世のあらゆる事業と總ての人は一として此希望を以て滿たされさるはなし苦しそれ社會にして之の希望なく國家にして之の希望な

く人にして之の希望なく事業にして之の希望なくんは世は既に蟬脫の枯殼に均しく乾々たる形骸を存するのみ而して今世紀の潮流は之の枯死せる形骸の存するを欲せずそれ曾に欲せさるのみならず之を芟除し之を擯斥し殆んと其殘留を允さす強は强と競ひて弱を促かし弱又弱と競ひて强に勝たんとす或は財政に兵器に或は教育に興業に各々其方面を固守し孜々汲々として之れか改良を謀り其奏効を期せさるはなし加かも其効や未た擧からす其績や未た偉ならすと雖とも實質的に於て改良進歩の著しく觀るへきもの多きは何人も疑を容るゝ能はさる所ならん乎

飜て我監獄社會を通觀せは如何なる感情を惹起すへきや遠き昔は措て問はす近き明治中年の頃監獄の狀態は如何なりしや遇囚の實況は奈何に墮落せしや監獄は刑の執行場懲戒場として美々しき名を存するも之れ信に空名のみ囚人は飽食徒手嘔歌亂舞喧噪をこれ事とし恰も奇態の演藝場と化し全く規律なるものゝ存在を認むる能はさりしなり況んや刑の目的を云爲するに於てをや而とに今日に於て其當時を回想せは斯の如く改良進歩の迅速なる豈にそれ意想外なるに驚かさるを得んや然れとも虚心以て之を見れはこの改良進歩は監獄自躰の行動に出てたるにあらすして則ち國家開明の驥尾に附着伴隨して漸く此進歩的境域に達したるものなれは實質上にありては見るへきもの尚未た尠くして唯形式上に存するもの多きは甚た遺憾に堪へさる所なり幾度か監獄費の國庫支辨を絶叫するも久しく踈外せられ蔑視せられたる監獄は何とて無情なる議會の固執を動すを得ん屢々排擠の難に遭遇して空しく天を仰て長大息なすの外なかりしなり改正條約の時期は來れり監獄制度の張弛如何は大に外人の注意を喚起するとてそれかあらぬか國庫支辨案の通過は果然其目的を達せしと雖とも近頃或一派の政黨員は鳥鴨監獄を訪れたる結果最と冷淡無味なる觀察をなして之を駕議に付し以て斯道改良の前途を阻害せんとするの嫌ひあるにあらすや素より彼れ黨派員の決議敢て憂ふるに足らす亦恐るゝに足らすと雖とも身を治獄の要路に投するものゝ決して輕々に觀過すへからさるのみならす寧ろ反て其改良上に與ふる一臂の好敵手として之を歡迎せすんは非さるなり宏壯たる規模巍然たる高屋化石白堊を含むの美觀をなすも治獄の最大目的たる感化敎化の實質的効果を致すを得すんは之れ恰も馬糞を容るゝに寶庫を築くと一般徒らに形式的裝飾を誇るに過きさるにあらすや現今改良と稱し進歩と唱ふる裏面に就て觀察せは多くは云はす或部分に於ては兎角形式的に流るゝものあり何をか形式的と云ふ曰く敎誨衛生實習將又作業の督勵方に就て凡ての遇囚上に於て之を見よ實質的改良を要すへきもの尠からさるにあらすや而して好敵手たる彼黨派員の眼光に映したる一種の感念は未た幸に形式的現象に過きされは之を以て斯道改良上に頑強なる鐵槌を加へたるものとして憂懼するに足らすと雖とも進取的國家の趨勢は年と共に斯道改良の忽緒に付すへからさるを認め幾年ならすして彼等醉夢者を覺醒するの時期あるを知らは當路の士豈にろれ今の時に於て實質的改良に留意せすして可ならんや

○監獄衛生不振の主因

吉田桑治郎述

監獄衛生の振はさるや久し、而して之れが主因として認められたるものは、從來甚しく誤解せられつゝあるは遺憾なり、監獄醫に其人を得ざるは單に待遇及報酬の低少にのみよるものなりと速斷するは之れ根本的の誤解にして、人は場合によりては無報酬にても喜んで熱心其職に從ふものあり殊に醫業社會に於ては斯の如きの例證に乏しからす然らは何を以て不振の主因となすか、由來監獄事業の世に劣等視せられ、醫業の履歴面を汚瀆するにありとするか、將或は醫業の本體たる仁術の主義と監獄の刑務執行とは互に衝突を免れざるにより自ら嫌忌の念を生ずるにによるとするか否〳〵予が眞に監獄衛生不振の主因と認むるものは中央監獄局に適當なる監獄衛生機關の欠乏せると共に衛生に關する諸般の規定宜しきを得ざるによるものなりと斷言するを憚からす

待遇及報酬の如きも高ければ高き程都合のよかるべきは云ふ迄もなし、さりながら凡そ事物には一定の度合あり此度合を顧みず非常に高く或は非常に卑き等の事あらばこは素より改むること至當の事にして予等が先頃來耳朶に觸るゝ處の監獄醫奏任待遇の說の如きは今の監獄に於て果して能く其度合に適ひたるものとするか勿論醫師を求むるの手段として俊秀學識の士を聘せんとするは奏任の下斑或は奏任の待遇（醫界の一般は此程度を認めし之れ決して相應の士を得るの度にあらざる事は今日醫界の實況なり、而して飜て監獄界の現況を觀へば典獄の地位未だ甚高きを得ず其代理官の如きも多くは判任の中以下に位し共に待遇の宜しきを得たるものと云ふを得ず、されば此間に於て監獄醫獨り奏任を以て待遇するは已に幾分不權衡の嫌を免れざるに況んや其以上の奏任官となすも尚且適當の醫師を得ざるの狀況なるを察せば待遇によりて醫師を求むるの方策は比較的効果を收め難きものな

るを信ずるなり、報酬の點に至りても又實に斯の如き關係あるや明かなり若し夫れ醫師の待遇を高め報酬を厚ふするは單に其人を得るの道にあらすして所謂監獄三尊の實を擧んとするにありと云はば予は別に所見のあるありと雖も而かも實際は遺憾ながら斯くある進度には達せざるを如何せん、されば如何せば可なるか、適當の士は何によりて求め得らるゝか予が認むる監獄衛生不振の主因を排除するより良きはなし卽監獄醫が今日就中不快に感じつゝある件々を刈除し又熱心事に從ふの精神をして時々挫折を與ふる事項を改め監獄醫事衛生法規の改定を行ひ快く執務し得らるゝの方法を採らば敢而必しも待遇報酬を非常に高むるなくも適當の士を得難きにあらざるべしと信ずるなり所謂監獄醫事衛生に關する法規の改定は中央監獄局に衛生主務官を置き此人を俟つて始めて監獄醫に滿足なるの改定を望み得らるゝものなること明なり俚俗の所謂餅屋酒屋の關係で衛生の事は其專門の手によりて消息を開通し得らるものなれば衛生主務官たるものが能く監獄醫の實況を勘査し執務上遺憾なきを期せしめば日ならずして監獄衛生の事は大に改進を見るに至るべきは予茲に豫言して誤なしと信ずるなり

見ずや學校衛生進歩の實況を、此程發布の小學校令に於て如何に衛生の事が重要のものと認められたるが、之れ實に三島醫學士の支部省學校衛生課長として熱心改良に汲々せらるゝと共に一方には教育家の頭腦は斯くる衛生學上の道理を瑾解するの力に富むを以て一躍今回の如き改正を見るに至りたるものなるべしと雖も要するに中央機關の比較的に完備せるに基きたるや明かにより監獄衛生事業にして今日の如く中央に機關を欠きあらゆる法規は監獄醫の不快なるが儘に放棄しつゝあらば今後幾何年を經るも到底曩により舊の如しと云ふの有樣に止まるものなるを信ず

○犯罪をして減少ならしむる方法を論す

在米國　高杉米一

犯罪をして減少ならしめんと欲せば宜しく其依て起る原因を探究し以て之れが減少を圖らざる可らず然るに當今斯道人氏が喧傳する所は多くは感化矯正に力を用ひ以て犯罪減少の唯一の方法となすが如し之れ根を絶たずして徒らに枝葉を刈るのみに孜々たるが如し監獄の罪因に於ける所遇の目的とする所は彼れ等可憐なる罪因をして感化歸善せしむるの任務なれば宜しく全力を注て之れが目的の實を講せざる可らざるなり然りと雖も社會に犯

罪を減少ならしめんと欲せば先す其根本より除掃せさるべからす犯罪に刑罰を附すると之れに由て生する監獄の目的も普通社會の秩序安寧を保維するの目的に外ならざれば如何なる方法を以てするも犯罪の減少を以て唯一の目的と謂はざる可らず然れば之れが方法を講ずる豈に目下の急務ならずや予豈無學をも顧ず聊か所見を陳述し以て大方の諸賢に資せんとす請ふ之れが方法を論せしめよ

未成年者酒色の禁止

世に酒色ほど大害を釀すものはあらざるべし酒は百藥の長と謂ひ百惡の長とも謂ふ予輩は之れを百惡の長と言はん如何となれば適度に之れを飮すれば百藥の長と謂ふを得ざれども幾分か体軀の攝養とはならん然れどもものは兎角過度に流れ容きものなり過飮の結果は如何なるものと雖も精神に異常を生ぜざるものあらんや縱令酒癖なきものと雖も過飮熟醉の狀體を他の不飮の者より之れを見れは實に抱腹絶倒に堪へざるものあらん若し酒癖あるものならんには之れが爲め暴行となり爭論となり毆打となり故殺となるに至るは社會實例に徵して明かなり豈に戒めざるべけんや而て之れに伴ふは淫欲にして此の害たるや一層甚しきものなり試に見よ社會幾多の未成年者が歡迎に送別に其他種々なる集會等の宴會を催し或は勉學の暇を散せんとて一度酒樓に登るや妙齡なる阿嬌に接し遂に其美音顏容等を忘れざらしむるに至り度數を重ぬる毎に益々快を覺らしめ資に窮するも尙止まらず遂に苦策して不義の罪人となり法律上の制裁を受けるも或は苦策に盡きて命を輕ずる等の愚を演ずるもの尠からず社會有數の犯罪は多くは酒色より起因するものなれば宜しく之れが制限を講ぜずして可ならんや予輩は思ふ喫煙禁止法と同じく未成年者に限り之れが禁止法を設けられんことを然れども克く之けが禁止法の實を完ふすることを得るや否やに就ては喫煙禁止法の實施と同じく側面上の効果は得離しと雖表面上の禁止にして行はるれは公然の酒色を挿撼することを得ん最も地方にありては學生をして登樓せしめざるの一の行政法あると雖も一般民衆にあらざるが故に彼れ等學生は巧みに僞裝して登樓するもの尠からず何の効かあらん故に法律に禁止法を設け以て犯罪減少を圖るが刻下の急務とす之れ犯罪をして減少ならしむる一の方法なりとす

登記所の取締

從來不動產の賣買典當等に依て私印私書僞造行使詐欺取財等の犯罪者の多きは一には登記所の取締法なきに起因するものなり試に見よ詐欺取財犯中此の犯罪が過半數を占め居るを之れ登記所の取締

なきが故容易に犯罪を構成するに至る如何となれば登記所に於ては出願者其者が何人にあれ委任狀を以て確實なる代人と認め其捺印の僞造盜用なるにも關はらず證明書に依て容易に登記を爲すが故に世の奸惡なるもの之れを好機とし種々の惡手段を以て朴直なるものを詐欺し或は多少財產家の子息にして放蕩無賴遊蕩費に苦しむを見て之れを敎唆煽動し遂に親の實印を盜用若しくは僞造せしめ以て詐欺し不義の利欲を貪るもの俗に曰ふもぐり輩のみならず高利貸輩に最も多しとす之れ等惡奸の罠に罹りし親も放蕩ながら吾子の慈愛に羈され恨を呑て被害するもの尠少ならず之れをして告訴等を爲すものは再三にして耐忍袋の破烈したるものか若しくは慈愛なきものならざるはなし然れば現今犯罪者中のものより尙は幾多の犯罪は隱蔽せられつゝあるなり豈に警戒せずして可ならんや予輩は思ふ此の犯罪をして減少ならしめんと欲せば宜しく登記所に取締法を設くべし取締法とは何そや曰く登記出願人ある毎に其所有權者の家宅に就て實否許諾を取り糺し然る後ち之れが登記を許可すべし而して之れより生ずる費用は出願人より徵するも可なり如斯すれば右等の如き犯罪をして減少ならしむるに障碍となり大に此犯罪をして減少ならしむるを得んか之れ一の方法なりとす

賭物牙保の撲滅

現今犯罪中にして窃盜犯の多きは他に種々の原由あると雖も多くは世に牙保屋なるもの平然として存するが故なり試に見よ窃盜犯の多數なるにも係はらず賭物牙保として捕縛せらるゝもの幾人かある此の僅少なる比例を以て見れば思ひ半ばに過ぎん然れば此の牙保屋なるものをして如何なる方法を以てすれば滅却し得るや予輩未だ之れが好案あらざれども嘗て或る囚人の言を耳にす之れを列記し來らば多少の要領を得んか聞が僅を左に述べん

囚人云ふ吾々は窃盜犯を以て監獄の門を入ること既に數回然れども盜犯毎に入監しては計算に合はず從來の例に徵するに大半十數回を重ねたる上ならでは捕縛せられず之れ他なし牙保屋即ち盜品仲買人あるが故なり若し此の牙保屋にしてあらざれば物品を盜むも捌き口なきに苦まざるを得ず通常店に賣捌かんか忽ち露顯の基となる又當時は金錢を盜むことと至て難し盜み得ると雖も僅かに十金に足らず大金は皆銀行に預け入るゝ故に更に金錢を望まず望むも亦得べからざれはなり若し吾々をして窃盜の余地なからしめんと欲せば先つ第一に牙保屋を滅ほさゞれば難し現今至る所に牙保屋即ち仲買人のあらざるはなし尤も僻地田舍にはなきも稍要の地には皆な表面大商店を構へ一間屋としては

京坂地方にありて之れと連絡を通じ彼此交換して販賣するものゝ如し窃盜人は此の牙保と交通を結ぶに照會人を要す而して契約に對し血判を以て如何なる苦境に遭遇するとも決して暴露せざるを以てす其報酬として出獄の曉は之れが救助を以てすると

豈に慨嘆の至りならずや此の文明法治國に在て尙斯かる不正不義の業を以て渡世するものあるとは嗚呼之れ一罪囚の言にして信ずるに足らずと雖も亦以て信を措くの價値あるものとす然れば之れを如何にして撲滅を圖らんか曾に警察の力に由らざる可らざるも亦予輩の案を以てすれば窃盜を以て業とし之れに由て持續し來りしもの入監したる場合に刑の減輕を以て條件附きとし暴露を促さんか兎角人は利欲に指配せられ容きものなれば或は効果を得るに至らんか之れ犯罪をして減少ならしむる一の方法なりとす

骨牌賣買の禁止

賭博犯に依て入監するもの程世に愚なるものはあらざるべし已れの財を以て已れに玩ひ焦心惱々として一の希望を以て無上の快樂となし慈愛なる父母最愛なる妻子をして謂ふ可らざる不幸不名譽を被らしめ或は入るに家なく喰ふに食なきの悲境に陷らしむるに至る嗚呼彼れ等に於て希望の快樂とは何そや曾に僥倖の一あるのみ此の僥倖を得んが爲めには父母妻子をも顧ず此所の裏家彼所の二階に潛會し大吠鼠響にも戰慄し此苦悶をして無上の快樂とし失敗地に塗みるも尙ほ悟らず回復を圖らんとして益々悲境に陷り遂に之れ窮りて種々の犯罪を構成し或は賭博現行犯として捕縛せらるゝに至る益に及て始めて悔悟の念を起すもの犯人中皆な然らざるはなし豈に憤歎の至りならずや予輩は思ふ此れ等可憐なるものをして此の苦境に陷らざらしめんと欲せば宜しく骨牌賣買を禁止すべし而て法律の改正を望む現今の法律には飮食物は除外令としあるが故に犯罪者は之れを一の好機口實とし宴會樓上等に於て上は名譽あるもの紳士なるもの下は無賴の徒に至るまで公然的に之を營むも法網に觸るゝもの幾人かある從來賭博犯として入監するもの概ね小賭博者にして右等の如き所謂大賭博者に在ては甚少なり然れども之れ等は賭博犯としては捕縛せられざると雖も決果は種々の犯罪をして罪囚の身となるなり殊に賭博は種々の犯罪の萠芽なれは社會は之れをして速に滅却せざる可らず然れは如何にすれば之れを滅却し得るや甚だ至難の業たりと雖も前陳の如き方法を以てすれは大に其効果を得んか或る者は曰ふ法律の改正は宜し然れども骨牌賣買の禁止は無益の業にして如何に

賣買を禁止するとも彼れ等は自製又は骨牌を要せざる種々の方法を以て營まん故に禁止法を設くるも何の効かあらんと此言や一應至當の言なりと雖も之れ極端の議論にして取るに足らず事は極端に渉るときは制限あるものに非らず然れども予輩の論に在ては前陳の方法を以て社會の賭博犯をして全滅するの効果あるものと謂ふにあらず只だ之れに依て犯罪構成に障碍を與へ以て幾分の効果を得るを以て滿足と思惟す請ふ咎むる勿れ

名藉原簿の變更と無藉者及ひ余罪の觀破

現今吾國に於ては在監人名藉原簿の記入に就て一定の定則あるも未た之れが變更の規定あるなし變更とは何そや入監後に於て負傷或は疾病斷腿等に依て躰軀に異徴を生するに當り直ちに名籍原簿に添削を行ふにあらず又出監の際に改めて綿密の異徴特徴を取り以て原簿に添付すべし而して之れに伴ふに同じく入監時と出監時に二葉の寫眞を要す（監獄吏員に於て寫眞術を修めしむべし費用の僅少を得ればなり）期く名藉の細密を要するに就ては社會既に定論あり敢て予輩の喋々を要せず然るに之れが詳細を要するにも係はらず出監の際には毫も顧るなく入監當時の名藉を以て足れりとするは大に其當を誤りたるものと謂はざるべからず人の容姿は年一年と變するものなり況んや不自由なる別世界に數年を經て出監する者に於てをや加之ならず入監中種々疾病に罹り或は負傷するも依然としてあるが故に他管轄より之れが人相を照會し來るとも相當人なるも符合せざる點あるを以て初犯として刑罰を減し或は免訴放免する等のこと多々なり故に彼等惡奸は種々の害毒を流し巧みに法網を免れ若くは初犯を以て取監せらるゝに至る豈に慨嘆の至りならずや試に思へ當時監獄に於て無藉者の夥多なるを之れ眞の無藉者にあらずして多くは前犯及再犯を隱蔽せんが爲めのみ僅か一管轄内にある本支署に於てすら彼等は尚ほ之れを遂げんとし無藉者として巧みに裁判官を瞞着するも司獄官吏の爲めに觀破せられ遂に實を吐くの例尠からず此小一管内に於てすら尚ほ如此況んや司獄官吏に一面識なき他管轄内に於てをや然れば此の弊害をして尠からしめんと欲せは監獄費國庫支辨となりしを幸ひに滿三ヶ年以上在職看守部長及看守をして彼我交代せしめ以て彼れ等無藉者僞名者の虛構を防き一方に於ては名藉原簿の充實を圖り以て裁判審理上或は逃走等の場合正鵠を得る大ならん之れ予輩の宿論にして之れにして實行せらるゝに至らんか世の犯罪をして自然的に減少の効果を得るのみならず又以て吾が獄制の一新歩と謂ふを得んか

以上の所論犯罪をして減少ならしむる方法としては曾に緊要と思惟する數點のみ尚ほ他に感化行政幾方法として存す然りと雖も之れが奏効を得んと欲せば先つ宜しく警察行政の事務をして敏捷ならしめざる可らず警察と監獄は一家夫妻の如し之れが和交を欠くときは一家の整理兒女の養育をして完全に目的を達するを得んや然るに現今吾が監獄と警察とは他人視するの嫌あり試に見よ一犯人をして吾が監獄の手に授ずるに當て平素其者の性質慣行等を熟知するにも係はらず無言にして手渡し以て自己の重任と終り後とは監獄に於て如何ともするならんと謂ふが如き感あり故に吾が監獄に於ては名藉を取るに當て始めて其者に接し如何なる性質慣行あるや暗夜に物を拾ふが如く面容語調等に依て推量し形式的の記入をなし之れが所遇に於ても亦然り時日を經て始めて大半を知るのみ如斯一致ならざることにて何そ克く刑罰の目的を達し得へけんや犯罪をして減少ならしめんと欲せは須臾吾監獄と警察と協同一致して事に當らざる可らず如何に監獄改良を唱導するも吾監獄のみを以て豈に克く犯罪をして減少ならしむるを得るや嗟嘆

監獄法令

司法省會主甲第七五五號　明治三十四年五月九日

廳府縣（東京府ヲ除ク）
集治監

當省所管集治監及地方監獄歲入歲出科目解疏別紙ノ通相定メ明治三十四年度ヨリ施行ス

右訓令ス

司法省主管歲入科目解疏（解疏ヲ要セサル科目ハ總テ之ヲ除ク）

歲入經常部

款	項	目	解疏
雜收入			
	辨償及違約金		
		辨償金	毀損紛失物品、訴訟入費、裁判所出頭費、
	雜收入		
		返納金	誤拂過渡金返納
		雜收	在監人遺留物賣却代及遺留金、被服還納代金

司法省所管集治監地方監獄歲出科目解疏（解疏ヲ要セサル科目ハ總テ之ヲ除ク）

歲出經常部

項	目	節	解疏
廳費			

備品費	器具	附屬品及修繕共
		椅子、腰掛、卓子、卓掛、算記臺、書箱、書棚、戸棚、長持、籠筒、文庫、金庫、硯、錠、鍵、窓掛、日除、時計、塞暖爐、火鉢、火鉢臺、莨盆、莨籠、痰吐、帽子掛、傘立、衝立、屏風、額面、各種ノ印章、押印臺、活字、版木、桝、斗概、權衡、寢臺、夜着、蒲團、毛布、枕、蚊帳、行燈、提灯、油入、燭臺、馬具、馬車、人力車、荷車、鋸、鉋、斧、鉞、鎚、熊手、鍬、鋤、水瓶、鍋、釜、藥罐、鐵瓶、土瓶、鉢、片口、壺、急須、茶碗、茶盆、炭取、火搔、火箸、火入、十能、五徳、灰篩、灰吹、團扇、塵取、置呂、柄杓、水桶、飼桶、盥、金盥、手水盥、釣瓶、手桶、馬穴、擔桶、擔棒、洗濯、馬蓙、馬櫛、油、寢具繩、鞭、ロンゲン、櫛、鋏、爪掻、毛伏セ、結上ケ、馬鐵砲、燒鏝、裁臺、鎚、長錐、縫針、打盤、糊扱、刷毛、大定木、庖丁、手水鉢、正午盤、擧柘木、半鐘、鳴子、呼鐘、鈴、押切、論旨シ、鼠取、風呂桶、籠、井戸車、井戸ポンプ、燈筒、梯子、雨具、鞄、行季、風呂敷、白衣（手術用）、聲古

	道具（竹刀附屬品共）、瓦斯燈、角燈、ランプ、塗板、木札、札掛ク踏臺、綾繩、綿蓋、箱類、水桶、如露、風斗、水撒棚、雪掻、下駄箱、鐵靴拭、電話電鈴（一邸内各室ノ間ニ於ケル新設及修繕共）、電球、セード等ノ類
器械	附屬品及修繕共
雜品費	實驗器械、製圖器械、測量器械、防火器具等ノ類 竹箒、手箒、綿巾、布巾、海綿、紙石、縄、紐、綴糸、荷繩、釣甎繩、笊、目籠、眞田紐、靴拭、松飾等ノ類
圖書及印刷費	
圖書購買費	官報、法令全書、職員錄、曆、書籍、繪圖、新聞、雜誌等ノ類
製本費	職工賃ヲ含有セス 受負ニ係ル製本ハ職工賃含有ス
印刷費	規則書、達書、報告書、年報、統計書、圖書、罫紙摺賃（傭入ニ係ル職工賃ヲ除ク）等ノ類
筆紙墨文具	

用紙	美濃紙、半紙、不動文字刷込用紙、票紙、切符、鳥ノ子紙、奉書、辭令用紙、厚紙、洋紙、封筒、反古漉返シ手間賃、紙袋製手間賃ノ類
諸帳簿	名籍、原簿、其他簿記帳、差札職員錄等ノ類
筆墨印肉類	毛筆、鐵筆、鉛筆、石筆、繪ノ具筆、墨、朱墨、墨汁、繪ノ具、白墨、印肉、ベンレス、代赭鐙等ノ類
硯小道具類	硯石、硯箱、墨壺、コンパス、鳥口、定木、石盤、算盤、水入、棚入、肉池、繪ノ具皿、インキ壺、文鎭、小刀、錐、燒鏝、綴金、留針、消ゴム、名札刷、手挾等ノ類
消耗品	
薪炭油類	木炭、石炭、薪、石油、種油、電燈瓦斯燃火料（事務所看守所用）器械用油、塗油、漆、ベンキ等ノ類
雜用品	竹皮、石炭酸、樟腦、硫酸、防臭藥、ランプ心、生鉄、蠟燭、付木、マッチ、寒天、膠、香花（敎誨堂用）等ノ類
通信運搬費	

郵便電信	書留又ハ爲換手數料及電信持込入足賃共	
運搬費	荷造賃及荷造用諸物品共（特ニ備役セシ人夫ノ賃錢ハ包含セス） 本節ハ囚徒費又ハ在監人費支辨ニ屬スル物品ノ運搬費ニハ適用セス	
電話使用料	電話加入登記料共	
	藥品其他精圓瓶、長平瓶、コツペー、フレートノ類及保守掃除等ノ費用共	
馬匹費		
馬匹買上代	外役戒護用及在監人押送用馬車ニ使用スル馬匹ノ購買ナリ	
飼養料	同上ニ要スル秣、麥、大豆、藷、藷品、蹄鐵代、毛莉料等ノ類	
修繕費		
各所修繕	一ケ所五百圓未滿	
死傷手當		
死傷手當	明治八年四月太政官達第五十四號官役人夫死傷手當規則同二十年九月內務省訓令第四十二號警察監獄備員死傷手當	

旅費		
內國旅費	明治三十年勅令第三百三十三號內國旅費規則、明治三十年內務省令第二十七號警察官吏其他內國旅費概則、明治三十四年四月司法省會檢甲第九十二號訓令	
押送旅費	同上	
雜給及雜費		
給與		
看守宿料	明治二十八年勅令第百五十九號ニ依ル看守宿料ナリ	
看守特別手當	明治三十年勅令第百四十九號巡查看守俸給令第四條ニ依リ給スル特別手當ナリ	
看守月手當	明治三十年勅令第二百四十六號、明治三十三年勅令第七十七號、明治三十三年司法省令第十三號ニ依リ給スル月手當ナリ	
傳染病豫防手當	明治二十八年勅令第七十一號ニ依リ給スル手當ナリ	
囑托手當	醫師、教誨師等ニ給スル月手當ナリ	

	慰勞金	看守以下精勤者ニ給スル慰勞金ナリ
	官吏療治料	明治二十五年勅令第八十號ニ依ル療治料ナリ
	屬員給	官吏ノ事務ニ從事スルモノ（醫務教務等ニ從事スルモノモ包含ス） 明治十五年七月太政官達第四十一號巡查看守給助例ニ依リ要スル費用ナリ
	看守給助	
	看守滿年賜金	明治十五年十二月太政官達第六十六號ニ依ル一時慰勞金ナリ
	看守賞與	明治二十二年一月內務省訓令第一號ニ依ル看守押丁賞與ナリ
	傭人料	給仕、小使、機關手、水火夫、船夫、馭者、馬丁、炊夫、掃除夫、看護夫、理髮夫、臨時傭夫等ニ要スル給料及傭賃ナリ
	看守被服及帶具費	明治三十一年勅令第三百三十二號看守給與品及貸與品規則ニ依ル費用ナリ
	傭人被服費	女監取締、押丁、給仕、小使、機關手、水火夫、船夫、馭者馬丁等ニ給スル被服貸與品ニ要スル費用ナリ但代料ヲ包含ス
維費		

	寫字料	枚數當リヲ以テ支給スル費用ナリ
	諸謝金	醫師、僧侶、產婆、墓地管理人、評價人、官物拾得者等ニ給スル謝金ナリ
	廣告料	新聞廣告料ナリ
	賄費	書記以下宿直及ヒ徹夜賄料ナリ
	舟車馬類傭賃	船、馬車、人力車、維乘物、荷車等ノ類但在監人護送用ハ包含セス
	道路疏水等手當	道路撒水除雪手當上水料等ナリ
	諸手數料	檢定料、銀行爲換手數料、製品販賣手數料等ノ類
	寫眞費	刑事被告人囚人等ノ撮影費用ナリ
囚徒費「在監人費」		
	食料費	米麥（搗賃共）肉菜等ナリ
	被服費	單給綿入長短衣、浴衣、股引、褌、帶、肩當、胸當、膝當、手拭、足袋、簑、笠、蒲團、毛布、蚊帳、莚、筵、枕等ノ新調修繕及臥具ノ損料

就役費	
農業材料	種物、肥料代
工業材料	素品代
器具器械	農業工業等ニ要スル一切ノ器具器械新調修繕共
舟車馬類	作業ニ要スル船車牛馬等ノ類但牛馬飼養料包含ス
運搬費	素品、製品、工業器具器械運搬ニ要スル一切ノ費用ナリ
人夫賃	煉化石窯焚夫、耕牛馬取扱人其他作業上ニ就キ要スル人夫賃（囚人ハ包含セス）
土地其他借料	作業ニ要スル土地家屋器具器械等ノ借料ナリ
護送費	押送途中一時ニ消費スル費用即チ賄費、糧餌、鼻紙、舟車馬賃等但護送馬車、馬匹等ノ受負料包含ス
給與工錢	監獄則施行細則第四十七條及第九十四條第五項ニ依リ要スル費用ナリ
賞與	同細則第九十五條ニ依リ要スル費用ナリ

留置人費	
警察留置場ニ拘禁スル囚人及刑事被告人ノ賄費ナリ	
雜費	
器具	
附屬品修繕共	
手錠、捕繩、連鎖、釵、窄衣、腰掛、食卓、鍋、釜、庖丁、俎、摺鉢、摺木、火掻、火箸、十能、水瓶、柄杓、飯櫃、杓子、辨當箱、盛相、椀、桶類、箱類、籠蓋、籠、笊、樽、擔子、檜棒、盥、諸品置臺、米櫃、釣瓶（繩又ハ竹共）井戸車、井戸ポンプ、荷車、斧、鑿矢、如露、漏斗、天秤棒、梯、斗概、權衡、臼、莚、圓座、煙筒、龍呂桶、洗面器、木札、札掛、瓦斯燈、ランプ、行燈、電球、セード、竿竹、又木、唾壺、便器、卜駄箱、制刀、鋏、ペリカン、アラシ、櫛、針、湯婆、投込瓶、硯石、硯箱、水入、肉池等ノ類	
消耗品	
監房其他在監人ニ專用スル薪、炭、油、電燈、付木、燈心、筆、墨、雜紙、齒磨鹽、箒、篩、雜巾、布巾、下駄、草履、草鞋、賃表布、番號布、縫糸等ノ類	
但監房病監炊場工場構內ニ於ケル點燈料包含ス	

療養費		在監人醫療用一切ノ藥餌等ノ類ナリ
埋葬費		棺標、棺柚、棒繩、死體運搬、穴壙人夫等ノ費用ナリ
圖書費		在監人遵守事項及在監人ニ貸與ノ法律書籍等ノ費用ナリ
醬油税		明治二十一年六月勅令第四十七號ニ依リ要スル税ナリ
諸手數料		衣胞埋納、汚物燒却等ノ手數料ナリ
習學費		幼年囚、感治人、未丁年者等習學ニ要スル筆紙墨文具等ノ費用ナリ
運搬費		本項内食料費、被服費、雜費ヲ以テ購入シタル物品ノ運送費ニ適用ス（獄衣戒具護笠等ノ還送費包含ス）
歲出臨時部		
新營費	何新營	一ケ所五百圓以上
	各所新營	一ケ所五百圓未滿
修繕費	何修繕	一ケ所五百圓以上

備考

監獄費科目解疏ハ昨年三月典獄召集ノ際内務大臣ヨリ指示セラレタルモノアリ爾來該指示ニ基クルモ或ハ遺脫セルモノアリ取扱上ノ統一ヲ缺クルヲ以テ更ニ之ヲ詳密ニ例示シ訓令ノ形式トシテ發布シタルニ過キス尤モ集治監ニ對シテハ多少ノ異動ヲ見ルハ止ムナキ事ニシテ既定豫算ニハ變更ナキモノトス

内務省訓令第七號　明治三十四年六月三日

精神病者タル在監人放免ニ關スル取扱手續左ノ通心得ヘシ

監獄ノ必要アル精神病者タル在監人ニ關シテハ監獄ノ首長ハ其ノ放免前相當ノ時期ニ於テ監護義務者ニ通知シ監護義務者ナキカ又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル事由アルトキハ精神病者住所地（住所地ナキカ若クハ不明ナルトキハ監獄所在地）ノ市區町村長ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ手續ヲ爲スモ放免ノ際之ヲ引取ル者ナキトキハ監獄ノ首長ハ其ノ所在ノ警察官署ニ通知シ之ヲ引渡シ警察官署ハ監護義務者又ハ市區町村長等ニ之ヲ引取ラシムルノ手續ヲ爲スヘシ

監獄ノ首長前各項ノ通知ヲ爲ストキハ醫師ノ診斷書其ノ他必要ナル書類ヲ添付スヘシ

内務　司法　兩大臣連署

廳府縣（東京府ヲ除ク）　集治監

雜報追加

○法相の交迭に就て

吾人は茲に金子舊法相を送り清浦新法相を迎ふるに當り敢て吾人の冀望を一言せんに前任金子男は比較的其任期の短少なりしに拘はらず監獄の改良に頗る銳意せられたるは吾人の深く男に向て感謝する所にして金子男は昨年十月就任早々東京集治監警視廳監獄等を巡視せられ親しく遇囚諸般の事に就き指示せらるゝ所あり、一面又日本工業協會に向て監獄作業施行に關する調査を囑托せられ是れ又監獄作業の擴張を企圖せられたる等、未だ改

瓦事項の著しきものに就き發表の運に至らざりしと雖も想ふに蓋し大に期せらるゝ所ありたるは今より之を想像するに難しとせず而して其改良の方針何れにありたるやは吾人の未だ知る所にあらずと雖も何れにせよ其抱負の大にして且其熱心の度に至ては吾人男の德を頌するに吝ならざる所なり、今や金子男は在朝の人にあらずして茲に再び清浦新法相を迎ふるに至りたるは予輩我監獄事業將來の爲め大に之を慶せずんばあらず清浦氏は其經歷に於て豐富なるのみならず曩きに司法大臣に在任せられたる當時より大に監獄の改良を斷行せられんとの豫期ありて既に成竹の存するものあり未だ之を遂行するに至らず一時其官を退かれたるも今回更に其局に當られたる事にしあれば始終一貫其所期を貫徹せらるゝに至るべきは固より論を俟たざる所にして同人社會亦此點に就き新法相に望む所あるや多く且切なるものあり、由來監獄事業たるや其關係する所大なる丈、夫れ丈け其改良刷新の前途に於て潛心熟慮を要するもの多きと共に能く門外漢の企及し得べき所にあらざるを想へば今回司法大臣の交迭は吾人の前途に最大幸福を與へられたるものと云ふに吾人は斷言を憚からざる所なり敢て新大臣の就任を慶す

○監獄茶話會

（六月八日於監獄協會講演室）

本月八日午後一時より例の通監獄協會茶話會を協會講演室に於て開催せり、當日來會者の主なるものは「ドクトル、クルーゼン」氏始め山上、眞木兩事務官、赤星書記官、柏原秘書官、石澤、若山、藤澤、永田、早崎の各典獄留岡敎授、小秋元通譯官、原胤昭、山本德倚の諸氏並監獄局員警視廳、東京集治監、埼玉等の各監獄署員、監獄學校生徒諸士等無量百餘名にして第一席「ドクトル、クルーゼン」敎師は免囚保護てふ演題に就き小秋元通譯官の口譯を以て社會政策、刑事政策の上より免囚保護事業の忽諸に附すべからざる理由歐洲殊に獨逸白耳義國等に於ける免囚保護協會の實況を詳述し我日本に於ても斯事業の發達奬勵を希望する旨を一々事實を統計に取り詳論せられ約二時間に渉る講筵あり尋て臺灣總督府典獄筒井明倫氏（當時病氣療養の爲め暇暇中なりと云ふ）臺灣監獄の概況を述べんとて同島の監獄の行政並現況に就き詳述せらるゝ所あり何れも有益の講演にてありし倘詳細なる筆記を次號に揭載し讀者に報道を怠らざるべし

○監獄巡閱官設置官制に就て

（監獄事務官として增員せらる）

監獄巡閱官設置の件は經費豫算成立後の今日既に三閱月を經過し未た官制の發布を見るを得ざるは想ふに蓋し行政整理殊に監獄制度改正調査の爲め在萬今日に至りしものなるへしと雖も予輩は一日も其設置發布の早からんことを希望せざるを得ず此頃仄かに傳聞する所に依れは監獄巡閱官と云ひ監獄事務官と云ふ均しく是れ中央監督機關にして兩者の間に其職務分掌を殊別するの困難且不便なきを保すへからざる廉なきにあらざるのみならず其職務分掌を區別するの結果は寧ろ却て監督上の疏通に於て缺くる所なきにあらすとの杞憂もあり旁〻監獄巡閱官なるものを特設せす監獄事務官として其定員を增置せんとの詮議にて遂に本月十三日勅令第百二十九號を以て司法省官制を改正し監獄事務官二人を四人とせられたる次第なりと聞ふ

○典獄の召集は近きにあらん

典獄諮問會は殆んと毎年春夏の交にありて本年の如きも疾くに全國典獄を召集せらるべきやの風說ありしも內閣の交迭其他監獄費概算編成等の用件の爲め當局に於て多忙を極めたるより今日に至る迄遷延せられたりと雖も最早概算は編成を了し政府の方針既に決定したるを以て遠からす主務省に於ては全國の典獄を召集し獄制上に就き訓示し且諮問會を開かるへしとなり、最も其期日の如きは未た決定しあらすと雖も蓋し全國裁判所長檢事正の會同に引續き開催せらるへしと聞けは遲くも七月の中旬若くは下旬の間にあるへき豫定ならんか事實果して如何

○電話電鈴裝置費の區分に就て

電話電鈴の新設は疑もなく臨時部新營費の支辨たることは殆んと何人も疑義なき所なりと雖も先般司法省會主甲第七五五號を以て經費科目解疏を定められたる訓令に依るときは電話電鈴の維持費は廳費中の通信運搬費とし一邸內各室の間に於ける電話電鈴新設修繕は備品費の支辨と爲したるに依り茲に從來の取扱例を變更するの必要を生したり即ち一邸內なる文字の解釋是れなり而して其筒の解釋に依れは一邸內とは監獄に在ては外構內を以て同一邸內と看做す意味にして從て構內に於ける各監各棟の間に敷設するときは廳費支辨に屬し構外に涉る布設並修繕は其構外に跨る部分に限り新

營費支辨に屬する義なりと云ふ隨分無理なる解釋なるか如しと雖も統一上亦差し止むを得ざるものなるへき乎各監各棟の間に於ける外部の裝置修繕を總て廳費備品と看做すか如きは牽強付會たるを免かれすと雖も便宜主義を採りたりと云へは予輩亦何をか謂はん、何れにせよ當局者は注意すへき事項とす

○小河監獄事務官の出張

（大阪、廣島、德島、香川、愛媛、高知）

小河監獄事務官は監獄巡閱用務を以て前記の通り大阪府外五縣へ出張を命せられ本月七日出發せられたり、而して行程は先つ大阪府に至り德島を經て香川、愛媛を巡閱し夫より廣島に出て神戸に歸り神戸より乘船高知縣に赴かるゝ豫期にして氏は此旅行中香川縣に開設せらるへき四國地方典獄協議會へ列席せらるへき筈にして同氏の歸京は本月下旬の豫定なりと云ふ、而して今回氏の隨行は富山監獄局屬なりとす

○四國地方典獄協議會

小河監獄事務官の出張は監獄巡閱の外香川縣に開かるべき四國地方典獄協議會に臨席せらるべき豫期なることは前項の如くにして、典獄協議會は昨年夏期に於て北海道廳、京都府、大分縣の三ケ所に開催せられ實務上の協議ありたることは既報の通にして要するに協議會の目的は地方に於ける氣候、風俗、人情習慣の稍相類似する地方の典獄相集會し治獄及囚上諸般の事項を協商するにあるを以て努めて實務を主とし可成理論に傾局せざらんことを要するは固より論を待たざる所にして獄制上地方的統一は蓋し典獄協議會の本趣旨ならん乎、而して這般の典獄協議會の實況幷協議の事項は予輩報告を待て本誌次號に之を紹介すべし

○國賓華元帥我監獄協會に臨まる

此頃本邦に來遊せられたる獨逸元帥ワルテルヴヰー將軍は曩きに本邦滯在中警察監獄學校傭敎師ドクトル、クルーゼン氏の斡旋に依り本月十三日午後六時より日本監獄協會に臨まれ我國監獄に關する書記模型、並協會に陳列したる監獄製品等を一覽しドクトル、クルーゼン氏より我國の監獄の實況に付き一場の演說を爲されたり、而して當夜の來賓は華元帥を主とし同將軍隨行の將校幷本邦在留中の獨逸人等無量六拾餘名にして中々盛會なりしと云ふ、此國賓たる將軍に對し我國監獄の實況を紹介し得たるは斯業の爲め我協會の爲め予輩は之を慶賀せざるを得ざるなり

○大久保利武氏を送る

歐米より最近に歸朝し特に我監獄協會の爲め曩きに講演の勞を取られし大久保利武氏は先般大分縣知事に榮轉せられ都門を去らるゝに至りしは予輩氏の榮轉を祝すると同時に今後常に親しく氏の馨咳に接する能はざるは亦少しく遺憾なきにあらずと云ふと雖も氏が曾て此事業に同情を寄せらるゝの深き今や山海相隔つに至りしと雖も今後も猶は引續き斯提の勞を取らるべきを信ずると共に予輩は永く氏が高數に浴せんことを希望の至りに堪へざるなり、而して同氏は本月十二日を以て京地を出發赴任の途に上ぼられたりと云ふ、予輩は茲に氏の健康を祈る

○監獄協會へ寄贈品に就て

本會曾て監獄に關するあらゆる參考品幷書籍會記等を蒐集し監獄改良事業の爲め聊か資する所あらんことを期し今や正に之が選擇に汲々たるものあり、至幸なる哉前項大久保氏過日都門を辭せらるに先ち氏が昨年白耳義國に開設したる第六回萬國監獄會議に臨み蒐集し齎らし歸られたる該會議に關する書籍幷諸報告書等は總て之を我監獄協會に寄贈せられたり予輩は特に茲に特筆し氏の厚意を深謝するものなり

又本會委員長山上義雄氏より此頃臺灣監獄に關する寫眞數十葉を本協會に寄送せられたり予輩は乍序併せて氏の厚意を謝すること爾かり

○監獄茶話會定日を第三土曜日に變更

監獄協會の催しに係る監獄茶話會は從來每月第二の土曜日を以て定日と爲せしも雜誌編輯其他の都合等も之れあるを以て來る七月以降每月第三土曜日に開催することに變更せり此段豫め會員諸君に報告す



○會報

○吊慰金贈與之部

故愛媛縣看守松井源一氏ハ奉職滿十二年十一ケ月余傍ラ監獄協會ノ爲メ盡ス所アリ其功勞不尠茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金九圓六十錢贈與ス

明治三十四年五月四日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

故警視廳看守長山本嘉十氏ハ奉職以來滿十年二ケ月余獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ノ爲メ盡ス所アリ其功勞顯著ナリトス茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金八圓ヲ贈與ス

山本嘉十氏遺族

明治三十四年五月九日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

故大阪府看守長梅村喜久太氏ハ奉職以來滿十五年七ケ月余獄務ニ從事シ傍ラ監獄協會ニ盡ス所アリ其功勞顯著ナリトス茲ニ本會規則第三條第九號第三項ニ依リ金十二圓ヲ贈與ス

梅村喜久太氏遺族

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

○慰勞金贈與之部

元愛媛縣看守　野中萬太郎氏

奉職滿十六年八ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢ヲ贈與ス

明治三十四年五月四日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

元和歌山縣監獄書記兼看守長　山本駿次郎氏

奉職滿二十二年五ケ月余ノ長ニ渉リ勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月四日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

奉職滿十八年四ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

元福島縣看守長　菅野名五郎氏

明治三十四年五月九日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

奉職滿十六年三ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス

元福島縣看守　岸田孝藏氏

明治三十四年五月九日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

奉職滿十四年十一ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓二十錢贈與ス

休職大分縣監獄書記　岡崎藏氏

明治三十四年五月十日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

奉職滿十七年余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

休職大分縣看守長　神勝太郎氏

明治三十四年五月十日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

奉職滿十五年十一ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五十錢贈與ス

元福岡縣看守　田中吉氏

明治三十四年五月九日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾　印

元滋賀縣監獄書記彙看守長　奥村勇藏氏

奉職滿十一年九ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓二十錢贈與ス

明治三十四年五月十六日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元長野縣看守　轟健治氏

奉職滿十八年八ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月十七日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元三重縣看守　野田清助氏

奉職滿十七年十ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月十七日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元三重縣看守　山岡壽氏

奉職滿十三ケ年一ケ月ヲ余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金二圓九十錢贈與ス

明治三十四年五月十七日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元三重縣看守　太田健次郎氏

奉職滿十七年二ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月十七日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元三重縣看守　鈴木弘滿氏

奉職滿十二年三ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金二圓六十錢贈與ス

明治三十四年五月十七日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元三重縣看守　澤田衆次郎氏

奉職滿十七年二ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月十七日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元岩手縣看守　伊藤末治氏

奉職滿十五年六ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓九十錢贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元京都府看守長兼監獄書記　石本巖氏

奉職滿二十一年十ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元京都府監獄書記兼看守長正八位　青山胤愼氏

奉職二十年八ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元京都府看守長　久萬芳太郎氏

奉職滿十四年九ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓二十錢贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元京都府監獄書記　尾上萬助氏

奉職滿十年十ケ月勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元京都府看守　鍋島種德氏

奉職滿十五年十ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五十錢贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元京都府看守　千原萬次郎氏

奉職滿十八年九ケ月余勤務上殊ニ加勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元京都府看守　小松萬治氏

奉職滿十八年八ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元京都府看守　大須賀衆善氏

奉職滿十七年七ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元新潟縣看守　齊藤常重氏

奉職滿十年余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス

明治三十四年五月二十一日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

元山形縣看守　相良重毅氏

奉職滿十六年五ケ月余勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓八十錢贈與ス

明治三十四年五月二十六日　監獄協會々頭　正三位勳二等　清浦奎吾印

◎警察監獄教科書豫約出版廣告

五月三十日製本完成

大臣　司法大臣
監獄協會々頭　清浦奎吾君題字
司法省　監獄局長　久保田貫一君序文
内務省　前警保局長　田中貫道君序文
内務省警務課長　内務書記官　有松英義君序文
司法省　監獄事務官　小河滋次郎君序文

大審院檢事　司法省參事官　警視廳第二部長　内務書記官　石渡敏一君校閲　松井茂君校閲

内務屬　中島晉治君著述

●憲法　●行政法　●刑法
●刑事訴訟法　●裁判所構成法　●警察法
●監獄法　●會計法　●算術

警察監獄教科書　全一冊

○菊版五百五十餘頁○用紙舶來印刷鮮明○牧クロース金字入美裝○定價一部金壹圓郵稅金拾四錢○豫約實價金九拾錢（全國無運送料）但臺灣北限り小包增料、書留料、特別荷作費として一冊金拾錢增申受く可し

○豫約期限本年七月三十日限申込順を以て送本す但期限後は定價に復す○一官署内五部以上一纏め送本の個所は二ケ月賦同十部以上は三ケ月廿部以上は四ケ月賦の御拂込を諾す○官署名を以て申込の外は前金に非ざれば一切送本せず○代金は着本即日郵便爲替を以て磯村政富宛四谷郵便支局へ振込を乞ふ郵券代用は一割增の事

本書は著者が警察監獄の學科を說意專攻したる學識永く其實務に從事したるの經驗とを以て刻苦經營したるの結果に成り其論ずる所正確簡明にして能く斯界の實際に適す加ふるに學識經驗夙に噴々たる石渡、松井兩法學士の綿密叮寧なる校閱を經たるものなれば則ち日進月歩の斯界を稗益するは實に本書に優るものあることなし本書は編り受驗者に利便を與ふるのみならず敎務家は以て敎務の參考に供し實務家は以て執行務の資に充つべく監督者は以て訓授の資料となすに適す若夫れ本書の內容如何に關しては著者か本書に附したる例言に由りて其眞價如何を知るに足らん

○著者の例言

一本書の目的は主として警部憲補巡査監獄書記看守長考試驗の準備に供する編書的敎科書に充てんとするにあるを以て其載する所は考試規定の學術科目に基き憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、警察法、監獄法、會計法及び算術の諸科を學理的に論述し傍ら巡査及看守部長撰擇試驗の準備に充て或は巡査及看守敎習の資料に供せんと欲し著者は特に編述に意を用ひたり乃ち題して警察監獄敎科書と稱す

一本書は的確簡明を旨とし普通の見解と適切の理論に基き各科の內容を網羅し分類の正鵠を期したるが故に務めて學者の奇論辭說を避け著者自身の私見を去れり是れ所謂敎科書たるの名に背かさらんことを欲すればなり

一本書は特に受驗者の利便を圖り各科目中より幾多適切なる問題を擇擧し其一二に就き適宜答按を附し受驗應用の一端を示し附錄となせり蓋し問題の着眼と答案の体裁如何は其成蹟に至大の關係を有すればなり

發行所 東京書院（東京市四谷區愛住町二番地 電話番町百八十番）

報告

○東京監獄茶話會ハ毎月第二土曜日ヲ以開會致來候處來ル七月ヨリ毎月第三土曜日午后第一時ヨリ開會ノ事ニ變更仕候間其都度特ニ御案內不致モ右日時御繰合御出席被下度豫メ御報告申上候

明治卅四年六月

監獄協會委員長

○地方會員諸君中出京御滯在相成候節ハ乍御手數事務所へ向ヶ御宿所御一報被下度豫メ相願置候

麴町區永樂町一丁目三番地

監獄協會事務所

○生等監獄局在勤中御懇情相願候處今回頭書ノ地方へ轉任仕候間不相變御眷愛被下度此段御吹聽申上候

宮城縣監獄署 齋藤得兵衛
靜岡縣監獄署 宮崎德安

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE

PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 6. June, 1901.

VOL. XIV.

CONTENTS.

Editorial :—

Baron Kaneko and Honour Kiyoura.....
Criminal Statistics .....

Leading Articles :—

Report to the Sixth International Prison Congress from Japan Delegate ... .
Bertillon's System (*continued*) ....Prof. OKADA.
Imprisonment of Wayward Children, III. ..OTOKICHI INNAMI.
My Opinion Referred Prison Labour Problems Passed by Industry Society .....FUYOUSEI UYEDA.

Miscellaneous:—

Prison Labour Problems Passed by Industry Society.....

Statistics.

Current Events.

Communications.

Book Reviews :—

"Penology" .....
"The Text-Book for Candidates of Policeman and Wander,"..

Contributions.

Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十四年六月二十日

發行人兼編輯人　磯村政貞
印刷人　磯村発貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　惠愛堂

（本誌原稿締切六月十五日）

（監獄協會雜誌第拾四卷第六號）（毎月壹回二十日發行）

（電話本局二千二百十六番）